

平成21年度農林水産関係補正予算案の概要  
(PR版)

## 平成21年度農林水産関係補正予算案の概要 (PR版)

- ・ 農地集積加速化事業（新規） P 1
- ・ 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規） P 2
- ・ 農業経営維持支援緊急保証事業（新規） P 3
- ・ 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規） P 4
- ・ 担い手経営展開支援リース事業 P 5
- ・ 新規就農定着促進事業（新規） P 6
- ・ 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規） P 7
- ・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 P 9
- ・ 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規） P11
- ・ 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規） P13
- ・ 強い農業づくり交付金 P14
- ・ 農業機械等緊急リース支援事業 P16
- ・ 施肥体系緊急転換対策 P18
- ・ 有機農業総合支援対策 P19
- ・ 畑作等緊急構造改革対策（新規） P20
- ・ 製糖施設緊急整備対策事業（新規） P21
- ・ 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規） P22
- ・ 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規） P23
- ・ 植物工場普及・拡大総合対策（新規） P25
- ・ 知的財産業務の体制強化 P26
- ・ 畜産自給力強化緊急支援事業（新規） P27
- ・ 畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規） P28

・ 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）	P29
・ 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）	P30
・ 飼料用米農薬安全確保事業（新規）	P31
・ 馬産地再活性化緊急対策事業（新規）	P32
・ 食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）	P33
・ 「農」の雇用事業	P34
・ 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（田舎で働き隊！事業）	P35
・ 農地有効利用支援整備事業	P36
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P37
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～	P38
・ 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）	P39
・ 戦略的産地振興支援事業	P40
・ グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規）	P41
・ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業	P42
・ 小水力発電工事等技術強化対策事業	P43
・ 農業農村整備事業等（公共）	P44
・ 耕作放棄地再生利用緊急対策	P45
・ 鳥獣害防止総合対策事業	P46
・ 地産地消や大都市への直売等の推進	P47
・ 地域流通モデル構築支援事業	P49
・ 食農連携促進施設整備事業（新規）	P50
・ 食農連携促進事業	P51
・ 国産原材料供給力強化対策	P52

・ 新需要創造対策	P53
・ 農と医の連携促進モデル事業（新規）	P54
・ 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規）	P55
・ マイマイガ（AGM）卵塊付着抑制技術実証事業（新規）	P56
・ 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）	P57
・ 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）	P58
・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）	P59
・ スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）	P60
・ 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）	P61
・ バイオマス実証実験ベンチプラントの設置	P62
・ 遺伝情報の分析・活用のための施設の緊急整備（新規）	P63
・ 動物検疫係留施設環境対策整備事業費（新規）	P64
・ 森林整備・治山事業（公共）	P65
・ 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）（新規）	P66
・ 花粉の少ない森林づくり対策事業	P67
・ 緑の雇用対策	P68
・ 森林整備地域活動支援交付金	P69
・ 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業	P70
・ 独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金	P71
・ 林業経営支援対策事業	P72
・ 水産基盤整備事業（公共）	P73
・ 海岸事業（公共）	P74
・ 資源回復・漁場生産力強化事業（新規）	P75
・ 漁場機能維持管理事業（新規）	P76
・ 漁業担い手確保・育成緊急対策事業	P77

・ 漁業構造改革総合対策事業	P79
・ 水産業緊急保証等事業（新規）	P80
・ 国産水産物流通促進特別対策事業	P81
・ 強い水産業づくり交付金	P82
・ 独立行政法人水産総合研究センター施設整備	P83

## 農地集積加速化事業（新規）

【297, 896百万円】

### 対策のポイント

小規模農家、高齢農家などの農地の出し手が安心して農地を委ね、その農地が担い手に対し面としてまとまった形で集積される取組みを加速化します。

#### （農地の面的集積を促進）

土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現するためには、小規模農家や高齢農家等から委ねられる農地を、面的にまとめ、担い手農家に貸し付ける取組（面的集積）を進める必要があります。

### 政策目標

担い手が経営する農地のうち面的に集積される割合  
平成27年に7割程度を実現

#### <内容>

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地の有効利用を促進するため、次の3事業によって農地の面的集積を実現する取組を支援します。

#### （1）農地の出し手への交付金

21年度から23年度までの3年間に、面的集積につながる取組みを通じて農地の利用権の設定等を行う出し手に対して、最高15,000円/10a/年を、最長5年分交付

#### ※交付のイメージ

平成21年度に貸し出した場合	→	25年度までの5年分
平成22年度に貸し出した場合	→	25年度までの4年分
平成23年度に貸し出した場合	→	25年度までの3年分

※どういう取組みであれば交付金が交付されるのか、交付金の具体的な交付要件等は現在調整中

#### （2）参入法人への賃借料一括前払いのための資金の貸出

新規参入する法人（企業等を含む）が、農地の出し手に対し数年分の賃借料を一括前払いする際に必要な資金を無利子で貸出し

#### （3）農地集積の調整活動の支援

市町村段階に農地の利用集積等を実現する推進員を設置する場合に、その設置費用を支援することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

## 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規）

【9,850百万円】

### 対策のポイント

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。この結果、21年度は、過去3年間で最大の約1,700億円の無利子化枠を確保できます。

これにより、担い手による新たな雇用の創出に結びつく設備投資等を促進します。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

#### <内容>

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。

##### 1. 対象者

(1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者

(1) 認定農業者

(2) 農業経営改善計画の計画期間内に、常時雇用者等が1人以上増加することが確実と見込まれること

##### 2. 借入条件等

###### (1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

###### (2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人： 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※それぞれ500万円以下の融資は対象外

###### (3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

###### (4) 融資枠：800億円

###### (5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

結果として、平成21年4月20日の金利水準(1.10~1.7%)だと借入金利は実質無利子

#### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

〔農林水産事業コールセンター 0120-926478〕

農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

〔担当課：経営局金融調整課(03-6744-2165(直))〕

## 農業経営維持支援緊急保証事業（新規）

【3,600百万円】

### 対策のポイント

経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定しました。

これにより、農業者が農協等民間金融機関から農業経営の維持に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

（参考）

農業者の信用力を補完し、資金調達を円滑にするため、農業者が融資機関から農業経営に必要な資金を借り入れる際に、農業信用基金協会がその借入債務を保証し、その債務保証の7割を（独）農林漁業信用基金の保険に付しています。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定します。

#### 1. 保証対象資金

農業経営の維持に必要な以下の資金（農業経営維持資金）が対象です。

- ・ 農業経営負担軽減支援資金
- ・ 畜産特別資金等

#### 2. 保証枠

490億円

（事業実施期間における保証対象資金の融資額全額をカバー）

#### 3. 事業内容

農業信用基金協会の保証引受において将来的に発生すると見込まれる事故に対応する支払財源を交付することにより、農業経営維持資金の円滑な融通を図ります。

[担当課：経営局金融調整課（03-6744-2171（直））]

## 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規）

【700百万円】

### 対策のポイント

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

### <内容>

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

#### 1. 対象者

(1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者

- (1) 認定農業者、認定就農者、集落営農組織
- (2) 経営診断を受診すること

#### 2. 借入条件等

##### (1) 資金使途

社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により、経営困難にある者が農業経営の維持安定に必要な資金

(2) 借入限度額：①簿記記帳を行っている場合：300万円を下限に、経営規模に応じて、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：300万円

(3) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

(4) 融 資 枠：100億円

##### (5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

(結果として、平成21年4月20日の金利水準(1.10~1.25%)だと、借入金利は実質無利子)

### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

[農林水産事業コールセンター 0120-926478]

[担当課：経営局金融調整課(03-6744-2165(直))]

## 担い手経営展開支援リース事業

【2, 783百万円】

### 対策のポイント

認定農業者や集落営農組織等が導入する農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(リースによる機械等の導入について)

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証(人)の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

<b>&lt;平成19年&gt;</b>		<b>&lt;農業構造の展望(平成27年)&gt;</b>
認定農業者 約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万~37万
農業法人 約8千	→ 効率的かつ安定的な法人経営	1万
集落営農 約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万~4万

### <内容>

「認定農業者等支援型」及び「地域貢献農業者支援特別型(一般タイプ及び集落営農緊急支援タイプ)」の拡充

本事業は、担い手(認定農業者・集落営農組織等)が経営規模拡大等により農業経営の改善に取り組む場合、リース方式での農業機械・施設の導入への支援を実施しています。

「経済危機対策」では、各支援タイプにおいて持続的な農地利用や雇用の確保等に向けた取組を実践する担い手に対しては、上限額の制限なしでリース料の一部を助成します。

### 対象者・助成率・要件

	認定農業者等支援型	地域貢献農業者支援特別型	
		一般タイプ	集落営農緊急支援タイプ
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・新規就農者を受け入れる農業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・特定農業法人</li> <li>・特定農業団体</li> <li>・農業サービス事業体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農業法人</li> <li>・集落営農組織</li> </ul>
助成率	リース料の約12%以内(上限なし:通常は上限250万円)	リース料の1/4以内(上限なし:通常は上限500万円)	リース料の1/2以内(上限なし:通常は上限500万円)
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース導入計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・受益者が3戸以上</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・個人経営で4.5ha以上、法人経営10ha以上を新たに農地集積</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献計画策定</li> <li>・集落営農改善計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・10ha以上の農地集積</li> <li>・水田・畑作経営所得安定対策への加入</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な農地利用や雇用確保等を内容とした「地域活性化計画」の策定</li> </ul>		

【補助率:定額(リース料の1/2、1/4以内等)】

[担当課:経営局経営政策課(03-6744-2144(直))]

## 新規就農定着促進事業（新規）

【5, 483百万円】

### 対策のポイント

新たに農業経営を開始した青年農業者等が個人で行う農業用機械・施設等の導入を、地域の協議会等を通じて支援（補助率1/2以内で400万円を上限に助成）することにより、新規就農者の経営の早期安定を図り地域の将来の担い手を育成、確保します。

#### （現状）

- ・ 39歳以下の新規就農者は平成19年には1万人であり、漸減傾向にあります。
- ・ 農業者の高齢化が進むなか、労働力確保や技術・経営の継承の面から、若者等の農業への参入を積極的に進めていくことが重要となっています。
- ・ 新規就農者の多くが農業経営を開始するに当たり苦労した点として、営農技術の修得や資金の確保をあげています。

### 政策目標

【新規就農者数(39歳以下)】10千人（19年度）→毎年12千人程度

#### <内容>

- 地域の協議会等の支援を受け、新規就農者が機械・施設等を取得する場合に、その取得に係る経費の一部を、地域の協議会等を通じて助成します。

【助成対象となる経費】新規就農者が取得する農業用機械（トラクター、防除機、収穫機等）、営農用施設（ハウス、畜舎、保冷库等）等。

#### 【助成要件（検討中）】

- ①地域の協議会等：都道府県（普及指導センター等）、市町村、農業委員会、農業団体等を構成員とし、担い手・新規就農者支援を行う市町村（旧市町村）単位等の組織であり、新規就農者の育成・定着支援を実施すること等。
- ②新規就農者：平成19年以降に39歳以下で営農を開始した認定就農者等。  
（注）認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく都道府県知事の認定を受けた者をいいます。

〔一人当たり助成額〕400万円以内

（注）補助残の自己資金分については、無利子の就農支援資金の借入れにより充当することが可能です。

【補助率：1/2以内】

【事業実施主体：民間団体等】

〔担当課：経営局 人材育成課（03-6744-2162（直））〕

## 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規）

【5, 354百万円】

### 対策のポイント

- ① 集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成等の活動や法人化に伴い必要となる農業用機械・施設等の導入を支援します。
- ② 集落営農の組織化が進まない地域において、組織化の際に必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。
- ③ 集落内にリーダーとなる人材がおらず、法人化や組織化が進まない地域に、先進的なリーダー等を一定期間派遣し、法人化等に向けた取組を促進します。

#### （集落営農について）

集落営農とは、集落単位で、高齢者や小規模な農家が集まって、農作業を共同化、機械を共同利用することによって効率的な営農を目指そうとする取組であり、農林水産省が実施している集落営農実態調査によると、平成20年2月1日現在で、13,062の集落営農が存在します。

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

＜平成20年＞ 集落営農 約1万3千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万  
＜農業構造の展望（平成27年）＞

#### <内容>

##### ○ 集落営農の法人化を進めるため

法人化に必要な経営分析・戦略プラン等の作成等に係る活動や農業用機械・施設等の整備に要する経費、法人化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

##### ○ 既に法人化した組織の経営安定を図るため

経営の多角化等に必要な戦略プラン作成、新規作物導入や加工・販売部門への進出に向けた栽培実証や試験販売等に要する経費や農業用機械・施設等の整備に要する経費を助成します。

##### ○ 集落営農の組織化を進めるため

担い手不足地域等で、集落営農を組織化した際に必要となる農業用機械・施設等の整備に要する経費、組織化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

#### 1 集落営農法人化等緊急整備事業（整備費補助金）

集落営農の法人化や、担い手不足地域で集落営農の組織化を進めるため、これらの取組に必要な農業用機械・施設等を整備しようとする場合、その整備に要する経費の1/2を助成するとともに、当該機械・施設等のオペレーターの技術習得等に係る経費の一部を助成します。

#### （補助対象施設）

- コンバイン、トラクター等の農業用機械
- 畦畔整備、区画整理等の基盤整備
- 乾燥調製貯蔵施設
- 水稻、野菜等の育苗施設

- 野菜・果樹等の集出荷施設、冷蔵施設等
- 農畜産物の処理加工施設
- 堆肥製造施設
- 直売所や地場食材供給のための施設
- ※ 農業用機械について、農業用機械施設補助の整理合理化通知を適用を除外する予定

【補助率：1/2】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体等（計画主体：市町村）】

## 2 集落営農法人化等緊急推進事業（推進費補助金）

### (1) 集落営農法人化等支援

集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成を支援するとともに、新規作物の導入、農産物の加工・販売等経営の多角化・複合化の取組に必要な調査・分析、試験栽培や試験販売などの実証活動等に係る経費を500万円を上限に助成します。

(補助対象となる活動例)

- 法人化を目指すために必要な専門家による経営分析
- 法人化・経営多角化に成功している組織の現地調査
- 経営戦略・経営多角化プランの作成
- 市場調査
- 新規作物導入に係る栽培実証
- 新商品の開発やそれに必要な加工実習
- 試験販売や販売促進活動
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体（計画主体：市町村）】

### (2) 集落リーダー育成・確保支援

集落営農の法人化や組織化を促進するため、リーダーとなる人材がおらず、取組が停滞している地域に、他地域の先進的な集落リーダーや地域コーディネーターを、一定期間（一ヶ月程度）派遣するための経費を助成します。

都道府県当たり	@ 5, 763 千円 × 47 都道府県
市町村当たり	@ 1, 458 千円 × 400 市町村

(補助対象となる活動例)

- 集落リーダーや地域コーディネーターの人材発掘活動
- 集落リーダーや地域コーディネーターの派遣
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、  
地域担い手育成総合支援協議会、市町村】

[担当課：経営局経営政策課(03-6744-2143(直))]

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業  
〔地域雇用促進型〕

【1,050百万円】

対策のポイント

担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

経済危機対策では、経営規模の拡大等を図る担い手の育成とともに新たな雇用需要を創出し地域経済の活性化を図る地区を対象とした「地域雇用促進型」を創設します。

（融資主体型補助とは）

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

〔資金調達の内訳（例）〕	
取得価格：1,000万円	農業近代化資金 500万円
	銀行借入 150万円
	計 650万円・・・融資
	融資で不足する額（融資残）
	預金等取り崩し 350万円・・・自己負担

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

（支援対象者は）

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。具体的には、

- ①認定農業者
- ②認定志向農業者（3年以内に認定農業者になることを目指す農業者）
- ③特定農業法人
- ④特定農業団体
- ⑤特定法人
- ⑥次の基準を満たす集落営農組織
  - ・規約を有していること
  - ・組織として一元的に経理を行っていること
  - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
  - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
  - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

		担い手の育成・確保	
<平成19年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農	約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

## <内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者等の担い手による経営規模の拡大や新たな需要に対応した新規作物の導入、農畜産物の高付加価値化等による地域農業を中心とした自立的な雇用創出に取り組む地区を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

### 1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体（融資率が5割を超えること）とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

経済危機対策では、認定農業者等の担い手が農業研修生の受入や雇用者の増を図るために必要な農業用機械・施設及び新規就農者等研修宿泊施設等の整備・改修等を目的とした「地域雇用促進型」を創設します。また、雇用確保が期待できる特定法人を新たに助成対象者として追加します。

【補助率：融資残額（3/10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：875百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

### 2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増し（代位弁済時の経費を助成）により、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

経済危機対策では、地域雇用促進型の創設に伴い、追加的信用供与の予算の増額を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：175百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

## 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規）

【20,000百万円】

### 対策のポイント

土地改良事業等の農家負担分について、3年間にわたって無利子となるよう利子助成を行う負担軽減対策を実施することにより、担い手への農地利用集積と計画的償還を一層推進します。

- ・ 百年に一度の世界的な経済不況の中、米価の低迷、農業用燃料や農薬、肥料などの農業用資材の高騰などにより、農業所得が減少し、農業経営を圧迫していることから、土地改良事業の負担金の重圧感が高まり、すでに整備を行った地域の中には農家負担金の計画的な償還が困難になってきているところがあります。
- ・ また、農業生産の最も重要な基盤である生産基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保していくことが重要であり、現在はもちろんのこと将来にわたり、国民に対し食料を安定的に供給するため、担い手への農地利用集積を図り食料自給力を強化することが喫緊の課題となっています。

### 政策目標

負担金軽減対策により、担い手への農地の利用集積と面的集積を促進

#### <内容>

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、償還額が一定額以上の地区で農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、平成21～23年度の各年度の年償還金の利子助成を行います。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会

2. 助成対象地域

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の（1）及び（2）の要件を満たす地域に助成額を交付します。

（1）農家負担金の合算総償還額が一定額以上であること

（2）経営所得安定対策加入者などの担い手への農地利用集積の増加等が一定割合以上見込まれること

3. 助成額

平成21～23年度の各年度の年償還金の利子相当額

4. 助成対象組織

土地改良区等

[担当課：農村振興局農地資源課(3502-6277(直))]

○土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の1及び2の要件を満たす地域に助成額を交付します。

1. 農家負担要件

農家負担金の合算総償還額が44,000円/10a以上又は740,000円/戸以上であること

2. 担い手への農地の集積要件

以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす地域であること

<集積要件>			<中山間地域等の条件不利地域の集積要件>		
(1)担い手への農地利用集積要件			(1)担い手への農地利用集積要件		
	事業実施前	目 標		事業実施前	目 標
①	5%未満	7.5%以上へ	①	2.5%未満	3.8%以上へ
②	5~12.5%未満	2.5ポイント以上増加	②	2.5~6.3%未満	1.3ポイント以上増加
③	12.5~13.8%未満	15%以上へ	③	6.3~6.9%未満	7.5%以上へ
④	13.8~22.5%未満	1.2ポイント以上増加	④	6.9~11.3%未満	0.6ポイント以上増加
⑤	22.5~23.7%未満	23.7%以上へ	⑤	11.3~11.9%未満	11.9%以上へ
⑥	23.7%以上	シェアを増加	⑥	11.9%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持	⑦	100%	100%を維持
(2)担い手への農地面的集積要件			(2)担い手への農地面的集積要件		
	事業実施前	目 標		事業実施前	目 標
①	3.3%未満	5%以上へ	①	1.7%未満	2.5%以上へ
②	3.3~8.8%未満	1.8ポイント以上増加	②	1.7~4.4%未満	0.9ポイント以上増加
③	8.8~9.6%未満	10.5%以上へ	③	4.4~4.8%未満	5.3%以上へ
④	9.6~15.7%未満	0.9ポイント以上増加	④	4.8~7.9%未満	0.5ポイント以上増加
⑤	15.7~16.6%未満	16.6%以上へ	⑤	7.9~8.3%未満	8.3%以上へ
⑥	16.6%以上	シェアを増加	⑥	8.3%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持	⑦	100%	100%を維持
(3)担い手者数の増加要件			(3)担い手者数の増加要件		
※目標までに7.5ポイント以上増加。			※目標までに3.8ポイント以上増加。		

## 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規）

【116,800百万円】

### 対策のポイント

水田転作作物について、食料自給力向上に向けて地域・農業者が一体的に行う実需者との連携活動や、麦、大豆、新規需要米の需要拡大に向けた取組を支援します。

#### （食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し転作作物等の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

### 政策目標

国産農産物の需要の拡大、食料自給力・自給率の向上

#### <内容>

#### 1. 地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援。

- ・麦、大豆、飼料作物等

地域の取組に応じて最大15,000円/10aを助成

##### 【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
- ②品質向上活動（タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等）
- ③物流効率化活動（効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等）
- ④環境・安全活動（堆肥の共同施用による化学肥料の節減等）

（取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで）

- ・米粉用米、飼料用米

地域の取組に応じて25,000円/10aを助成

##### 【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）及び混入防止等活動（ほ場乾燥による収穫時期の分散化等）
- ②効率的な流通体制の整備（フレコン出荷の実施等）又は集中乾燥調製体制の整備（共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等）

（①と②の両方を実施）

#### 2. 生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

- ・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者とが3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

- ・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

需要即応型生産流通体制緊急整備事業

116,800百万円

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

担当課：生産局農業生産支援課（Tel：03-3597-0191（直））

生産流通振興課（Tel：03-3502-5965（直））

## 強い農業づくり交付金

【13,800百万円】

### 対策のポイント

生産現場が抱える諸課題の解決に向け、特に、老朽化が進み、施設利用率の低迷等が課題となっている穀類乾燥調製施設(カントリーエレベータ等)や共同荒茶加工施設について、既存施設の補修又は模様替え等への支援、食肉流通の合理化や高品質で安全・安心な食肉流通の確立のための産地食肉センター等の機能の向上等に必要な施設整備及び地域に所得と雇用の機会を創出するため、大都市等での直売施設や学校給食向けの処理加工施設等の整備を支援します。

また、就農希望者に対する研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

### (現状)

- ・国内の食料自給力・自給率の強化に向け、水田フル活用とあわせ、既存の産地基幹施設もフル活用するための条件整備を早急に進める必要があります。
- ・荒茶加工施設は茶の供給に不可欠な施設ですが、設備の老朽化が進んだ施設が多く、茶の生産コスト上昇と品質低下を招く要因となっています。
- ・景気停滞により比較的単価の高い国産牛肉を中心に需要が低迷する中、国産食肉の需要拡大等を図るためには、食肉流通コストの低減や衛生管理の向上等を更に進める必要があります。
- ・全国の直売所は約1万3千カ所、うち農協や市町村による常設は約3,000カ所
- ・現下の雇用情勢の中で、農業分野への就業の関心が高まっていますが、就農に結び付けていくためには、就農希望者に対する研修機会や住居の整備など研修を受けやすい環境を確保する必要があります。

### 政策目標

需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農畜産物の供給体制の確立、就農希望者の研修機会等の確保

### <内容>

1. 産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農畜産物の力強い生産供給体制を確立するため、多様な施設等の整備を支援します。特に以下の点について重点的に支援します。
  - (1) カントリーエレベータ、荒茶加工施設等の更新対策

麦、大豆、飼料用米等の増産に向け、既存のカントリーエレベータ等を再編利用する場合、既存施設の再編利用計画の策定を要件として、施設の新増設のみならず、既存施設の補修又は模様替えも支援します。また、共同荒茶加工施設に

ついて、老朽化した設備のみの再整備も支援します。

(再編利用計画の例)

- ① 地域内の複数施設間において機能分担(例：主食用、飼料用米)
- ② 産地基幹施設の運営利用を担い手集団に委譲
- ③ 米麦乾燥調製施設を大豆用に汎用化又は模様替え

## (2) 産地食肉センターの施設整備

食肉流通コストの低減、高品質で安全・安心な食肉の供給、輸出促進への対応等を図るため、産地食肉センターの機能や衛生管理の向上等に向けた以下の施設整備を支援します。

- ① 衛生管理施設、環境保全施設等の整備について、1/2以内を補助
- ② 部分肉等の高付加価値化に必要な施設、その他必要な施設の整備について、1/3以内を補助

強い農業づくり交付金	13,800百万円の内数
うちカントリーエレベータ等の産地基幹施設再編利用関係分	3,600百万円
うち荒茶加工施設の老朽化対策分	1,000百万円
うち産地食肉センター施設整備関係分	6,000百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：農業者団体、民間団体等

## 2. 地産地消・産直に必要な直売施設等の整備(特別枠の拡充)

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
地産地消・産直緊急特別枠	1,000百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

## 3. 農業研修教育施設等の整備

農業研修を実施する農業法人等を対象に、就農希望者に対する研修機会及び研修環境を確保し、研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
再チャレンジ優先枠	200百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、NPO法人、農業法人等

[担当課：生産局総務課生産推進室(03-3502-5945(直))]

## 農業機械等緊急リース支援事業

【27,209百万円】

### 対策のポイント

生産性や品質向上に必要な機械や周年生産・周年雇用に必要な園芸施設等について、農業者の初期投資負担を大幅に軽減するリース方式による導入を支援します。

### (背景)

わが国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中で、食料供給力の強化に向け、生産性や品質向上を図るための技術の導入・定着を加速化していくことが必要です。

また、施設園芸は新規参入や周年生産・周年雇用の拡大が期待される農業分野です。しかしながら、施設導入に要する初期投資が大きいこと等が課題になっており、近年その面積が伸び悩んでいます。園芸分野における雇用拡大と生産力の強化を効果的に図るため、施設園芸の拡大を早急に進める必要があります。

### 政策目標

食料自給力・自給率の向上

### <内容>

#### 1. 食料供給力向上緊急機械リース支援事業

生産性や品質向上に必要な最新農業機械をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

##### ①生産性向上に資する機械

(例) クローラー式トラクター(25馬力以上)、高速代かき機、水稻直播機、汎用コンバイン、野菜収穫機 など

##### ②品質向上に資する機械

(例) 高精度肥料散布機、穀物遠赤外線乾燥機、光学式選別機 など

25,000百万円

補助率：定額（機械の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局農業生産支援課（03-6744-2111（直））]

## 2. 園芸産地再生施設緊急リース事業（新規）

施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な以下の園芸施設をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

### ①周年栽培に必要な温室（内部設備を含む）

- ・周年栽培高温抑制型温室

〔内部設備〕

- ・環境制御システム（暖房、冷房等）、栽培システム（栽培ベッド、養液循環装置等） など

### ②先進的省エネルギー加温システム

- ・ハイブリッド加温設備
- ・木質バイオマス利用加温設備

2,209百万円

補助率：定額（施設の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））

農業環境対策課（03-3593-6495（直））]

## 施肥体系緊急転換対策

【8, 204百万円】

### 対策のポイント

肥料コストの一層の低減を図るため、施肥低減効果の高い新技術の導入等による施肥体系の転換に向けた取組等を支援します。

#### (現状と対応)

肥料の原料価格は、21年度に入っても高い水準で推移しており、さらに21肥料年度(平成21年7月～)においても、大幅な価格水準の改善は見込みにくい状況です。このような厳しい状況が続いても耐え得る生産体制づくりを進めるため、**過剰施肥の抑制や施肥低減技術の導入を早急に進める必要があります。**

このため、3戸以上の農業者グループが行う**化学肥料の施用量を低減する施肥体系への転換に向けた取組を支援**します。

### 政策目標

省エネ・省資源型の農業生産体系への転換

#### <内容>

#### 新たな施肥技術体系への転換等の支援

##### (1) 過剰施肥抑制対策

たい肥等の有機物由来の肥料成分も含めた詳細な土壌診断の実施を支援します。

##### (2) 地域資源等効率利用対策

①緑肥すき込み、たい肥施用、りん酸・加里を大幅に減肥する栽培方法等の導入の取組を支援します。

②メタン発酵消化液等の地域資源を効率的に活用する技術の導入実証を支援します。

##### (3) 施肥低減の取組に対する追加的支援

やむを得ない理由により、20年度補正予算の肥料高騰緊急対策を受けられなかった農家に対し、同じ取組条件で20肥料年度の肥料費増加分の7割を助成します。

施肥体系緊急転換対策事業 8, 204百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：都道府県協議会

担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2111 (直))  
農業環境対策課 (03-3502-5951 (直))

## 有機農業総合支援対策

【200百万円】

### 対策のポイント

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成するとともに、有機農業に必要な種苗の供給等を行うための拠点を整備します。

(有機農業とは)

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業です。
- ・国内農産物の総生産量に占める、JAS法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、0.19%（平成19年度）と僅かです。

### 政策目標

平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が50%以上

### <内容>

- ① 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流、技術実証ほの設置に対する取組を支援します。

地域有機農業推進事業 40百万円

補助率：定額

事業実施主体：協議会

- ② 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備について支援します。

地域有機農業施設整備事業 160百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局農業環境対策課（03-6744-2114（直））]

## 畑作等緊急構造改革対策（新規）

【4, 500百万円】

### 対策のポイント

砂糖、でん粉等について、原料作物生産者及び製品製造事業者が行う環境対応、コスト削減等の取組を支援することにより、畑作等の構造改革を推進する。

#### （環境対応・コスト削減の取組の例）

- ・ 新規作物の導入や休閒緑肥の導入等による低投入・持続型農業の確立
- ・ てん菜の直播栽培の推進
- ・ さとうきび等の作業受委託の推進による農作業の効率化
- ・ さとうきび害虫の総合的な防除技術の導入
- ・ 国内産糖・いもでん粉工場における食品の安全性の向上や環境対応を図るための施設・機械の導入、環境に配慮した排水処理体制の整備

### 政策目標

国産農畜産物の産地競争力の強化、環境と調和のとれた持続的な生産・製造体制への転換

#### <内容>

#### 1. 畑作地帯における低投入・持続型農業の推進

- ① 新規作物や休閒緑肥の導入、たいきゅう肥等の未利用資源の活用を組み合わせた低投入・持続型農業の確立に取り組む農業者団体等に対して、必要な経費の一部を助成する。
- ② てん菜の直播栽培等の低コスト化技術の導入に意欲的に取り組む農業者に対して、必要な機械購入経費等の一部を助成する。

#### 2. さとうきび等における低コスト化等の推進

- ① 担い手等に22年産さとうきび・でん粉原料用かんしょの基幹作業（収穫作業等）を委託した生産者に対して委託料の一部を助成する。
- ② ハリガネムシ、アオドウガネなどのさとうきび害虫の防除に、地域として取り組む場合、これに必要な資機材費の一部を助成する。
- ③ 黒糖の判別手法やトレーサビリティの確立、国産黒糖を利用した新製品開発への支援等により国産黒糖のブランド力強化、差別化を支援する。

#### 3. 産地製造事業における食品安全対応・環境対応の推進

- ① 製品の品質向上のための衛生管理施設の整備に対し助成を行う。
- ② 異臭発生防止のための排水処理施設の整備に対し助成を行う。
- ③ 物流体制の効率化のためのフレコン施設等の整備に対し助成を行う。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

## 製糖施設緊急整備対策事業（新規）

【1,580百万円】

### 対策のポイント

沖縄県の製糖事業者に対し、製造コストの低減、品質の向上、衛生管理の徹底に資する施設整備などを支援します。

### 政策目標

離島地域農業の振興及び地域活性化を図るため、製糖工場の経営力強化を推進します。

### <内容>

経営の体質強化を図る沖縄県内の甘しや糖工場について、老朽化した製造設備の更新等を支援し、甘しや糖工場の近代化を支援します。

#### 1. 製造コストの低減を図る施設の整備

高効率ボイラー、高効率効用缶等を導入することで、先進的な製糖方式への転換を図ります。

#### 2. 品質の向上を図る設備の導入

夾雑物除去装置、金属検出器等を導入することで、高品質製品の製造を推進します。

#### 3. 衛生管理の徹底等に資する設備の導入

生菌測定装置、製品包装ラインの自動化等の設備を導入することで、安全性の高い製品の製造を推進します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：製糖事業者、地方公共団体

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

## 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規）

【2, 164百万円】

### 対策のポイント

超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷を実証する取組を支援します。

また、流通コスト低減を図るため、移動式真空予冷装置の導入による周年供給に対応した施設の効率的稼働体制やハブ・スポーク流通体制を実証する取組を支援します。

「超長期鮮度保持技術」とは、

・高度な温度管理等により、青果物の鮮度を損なうことなく長期間の保存を可能にする技術。

「移動式真空予冷装置」とは、

・真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能にした装置で、季節に合わせて必要な産地に移動して使用する。

「ハブ・スポーク流通」とは、

・拠点（ハブ）となる施設から、各拠点（スポーク）に路線を展開し、拠点施設からの大量輸送を可能とした流通形態であり、従来の産地と実需者の1対1の流通に比べ輸送効率が向上する。

### 政策目標

青果物の需要に応じた出荷量の調整、流通コストの低減。

#### <内容>

##### 1. 青果物の超長期鮮度保持による出荷安定の実証

生産者団体等が超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷・供給の取組を実証する場合に必要な経費について支援します。

##### 2. 青果物の新流通システム構築の実証

生産者団体等が個別に集出荷施設や予冷施設を有してきた従来の流通体制から、ハブ・スポーク流通や産地間リレー出荷体制の構築を図るため、低コスト流通システムの実証とともに、既存集出荷施設の再編や能力向上、移動式真空予冷装置の整備等について支援します。

補助率：1/2以内、定額  
事業実施主体：生産者団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

## 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規）

【3,300百万円】

※うち追加財政措置額940百万円

### 対策のポイント

果実等園芸作物価格の低迷状況を打破するため、野菜・果樹産地等に対し、品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入を推進します。また、加工原料用果実の生産者と加工品製造業者との長期契約の促進等を通じ、国産果実加工品の安定供給体制の構築を推進します。

#### （野菜・花きをめぐる情勢）

- ・野菜の栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年48.8万ha→平成19年44.0万ha）
- ・花きの栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年2.45万ha→平成19年2.15万ha）
- ・切花、鉢物については、昨年秋以降の景気の悪化により、前年より10%~20%程度低い卸売価格

#### （果樹をめぐる情勢）

- ・果樹の栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年28万ha→平成19年27万ha）
- ・りんご、かき、なし及びももについては、総出荷量が多いことに加え、市場への出荷が一時期に集中したこと等から、前年より10%~25%程度低い卸売価格

### 政策目標

#### 【産地の競争力強化】

品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入の推進

#### 【果実単価の向上】

隔年結果の是正、高品質化により単価0.5%アップ

### <内容>

#### 1. 野菜・花きの省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

産地の競争力強化を図るため産地計画に記載された取組に要する資機材導入費用を定額助成します。

導入資機材の例：防虫ネット、誘蛾灯（省電力のもの）、蜜源植物種子、訪花昆虫増殖装置、訪花昆虫逸出防止ネット、省電力電灯（補光・開花調整用）等

野菜・花き産地高度化緊急支援対策事業

2百万円×470地区＝940万円

補助率：定額（2百万円）

事業実施主体：農業者団体等

#### 2. 国産果実を原料とした加工品の安定した供給体制の確立

加工用果実生産者、加工品製造業者が行う原料の安定供給体制の構築、コストの低減及び販路の確保に向けた取組を推進します。

具体的には、加工用果実の長期契約に基づき、出荷した場合に、以下の取組等に対して助成します。

- ①加工用果実生産者に対する長期契約出荷促進費の交付
- ②表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導
- ③果実製品の需要調査・分析を踏まえた販売戦略の構築、販促活動の実施等

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業(既造成資金活用)  
 9百万円×55地区=492百万円(助成枠)  
 補助率：定額(長期契約出荷数量×3円/kg)  
 事業実施主体：農業者団体、民間団体 等

### 3. 高品質果実の省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

高品質果樹への転換を図った前向きな取組に努力した農家及び産地の競争力強化を図るため策定・変更した「果樹産地構造改革計画」に記載された取組等に対して資機材導入費用を定額助成します。

導入資機材の例：摘果ノギス、電動剪定機、剪定枝粉碎装置、溶液受粉用動噴機 等

果樹産地高度化緊急支援対策事業(既造成資金活用)  
 品目転換農家 5千円/10a × 625ha  
 産地転換の策定済産地協議  
 1千円/10a × 183,692ha  
 = 1,868百万円(助成枠)  
 事業実施主体：農業者団体 等

[担当課：生産局生産流通振興課(03-6744-2113(直))]

植物工場の普及・拡大  
— 植物工場普及・拡大総合対策（新規） —

【9,625百万円】

対策のポイント

植物工場の普及・拡大に向けた取組を強力に支援します。

（植物工場をめぐる情勢）

- ・植物工場は、季節や天候に左右されない安定供給が可能、場所を選ばない、作業の平準化により周年雇用が可能といった利点・可能性を有しています。
- ・その一方で、施設の設置・運営コストが莫大、経済生産が可能な品目が少ない、植物工場の管理・経営等を担う人材の不足等、普及・拡大に向けた課題もあります。

政策目標

- ①植物工場における野菜の生産コストを3割縮減
- ②植物工場の設置数を100箇所増

<内容>

1. 民間企業等の競争展示・研修による植物工場関連技術の実証・普及等の取組を支援

大学等を対象として、植物工場のコスト縮減や生産性向上に向けて、民間企業等がコンペ方式での技術実証・展示や人材育成のための研修を行う拠点を整備します。

モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業 3,654百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：大学等

2. 農業者団体等による植物工場の導入を支援

主に農業者団体を対象として植物工場の導入支援を行うため、整備事業、地区推進事業により支援します。

植物工場普及拡大支援事業 3,376百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：農業者団体等

3. 民間企業等による植物工場のリース導入を支援

主に民間企業を対象として植物工場の導入支援を行うため、リース事業、地区推進事業により支援します。

植物工場リース支援事業 2,596百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：民間企業等

[担当課：生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

## 知的財産業務の体制強化

【1,000百万円】

### 対策のポイント

農業分野において知的財産の創造を促進し、適切に保護しつつ活用を図る体制を強化することによって、強い農業づくりを実現します。

我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され権利侵害が発生しています。また、我が国から持ち出された種苗で生産された農産物が我が国が輸出する農産物と競合し、輸出の妨げとなっており、解決に向けた対策が求められています。

このため、水際での輸入差し止めにも有効なDNA品種識別技術の開発・実用化の促進や東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた取組みを行い、知的財産の保護・活用による強い農業づくりを実現します。

### 政策目標

- 我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され、権利侵害される事態を防止
- 東アジア各国等における品種保護制度の整備・充実に助長

### <内容>

- (1) 登録品種のDNA、標本、種子・種菌の保管や種苗検査を行う施設を整備する。((独)種苗管理センター本所(茨城県つくば市))
- (2) 東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた研修生受入れのための施設等を整備する。((独)種苗管理センター西日本農場(岡山県笠岡市))

【(独)種苗管理センター施設整備 1,000百万円】

[担当課：生産局知的財産課(03-6744-2119(直))]

## 畜産自給力強化緊急支援事業（新規）

【15,000百万円】

### 対策のポイント

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等に必要な機械のリース方式による導入等を支援します。

### （我が国畜産をめぐる課題）

配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下等の下、畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給が課題となっています。

### 政策目標

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給

### <内容>

畜産経営に対し、

- ①生産性や飼料自給率の向上に資する機械
- ②生乳・鶏卵の衛生管理の向上に必要な機械
- ③飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
- ④養豚・酪農の排水対策に必要な機械

のリース方式による導入について支援（補助率：1／3、③については、1／2）等を行います。

【定 額】

【交付先 （独）農畜産業振興機構】

【事業実施主体 （独）農畜産業振興機構による公募】

【事業実施期間 平成21年度】

### 担当課

- |       |              |                |
|-------|--------------|----------------|
| ①及び④： | 生産局畜産部畜産企画課  | (03-3501-3881) |
| ②：    | 生産局畜産部牛乳乳製品課 | (03-3502-5988) |
|       | 食肉鶏卵課        | (03-3502-5990) |
| ③：    | 生産局畜産部畜産振興課  | (03-6744-2399) |

畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規）

【9,940百万円】

対策のポイント

償還が困難な負債の借り換えを行う新たな低利（当初2年は無利子）・長期資金を措置（融資枠500億円）します。

畜産経営は投資額が大きく、また、日々の運転資金が必要ですが、景気低迷の影響を受けた畜産物価格の低下等により、負債の償還が困難となる状況が生じています。

政策目標

長期・低利の資金への借り換えによる畜産経営の維持と安定

<内容>

21年度から22年度の2年間において、償還が困難な負債の一括借換を行う新たな資金を融通します。貸付後2年間については無利子とします。

また、資金の円滑な融資が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

	大家畜	養豚
融資枠	450億円	50億円
償還期間	25年以内	15年以内
うち据置期間	5年以内	
貸付利率	1.70%以内（当初2年間は無利子）	

（利率は平成21年4月20日現在）

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-1083（直））]

## 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）

【7,900百万円】

### 対策のポイント

遺伝的資質の優れた肉用牛繁殖雌牛の導入を支援することにより、繁殖雌牛の更新を促進し、肉用牛の資質向上を図ります。

### （現 状）

肉用牛繁殖経営においては、生産コストの上昇や牛肉需給の緩和を背景として経営環境が悪化しており、繁殖雌牛の更新が停滞している。また、肥育農家の収益性の低下から、低資質の雌牛等から生産される資質の低い子牛の価格が低下しており、繁殖雌牛の更新がさらに進まないという悪循環が見られる。

### 政策目標

肉用牛の資質向上を通じた、肉用牛生産基盤の強化を目指す

### <内容>

繁殖雌牛更新計画に基づき、低能力の繁殖雌牛をとう汰した肉用牛繁殖農家に対して優良繁殖雌牛の貸付等を行う農協等に対し、優良繁殖雌牛の導入費用の一部を助成し（1頭当たり最大20万円）、優良繁殖雌牛への更新を支援します。

#### ・事業の仕組み

- ① 農協等が、高能力な雌子牛を購入し、繁殖農家へ5年間以上貸付。
- ② 繁殖農家は、当該雌牛の貸付を受けるに当たり、
  - ・低能力な繁殖雌牛のとう汰
  - ・貸付を受けた雌牛の5年間以上の飼養等を行うことが必要。

優良繁殖雌牛への更新促進事業 7,900百万円  
補助率：1/3以内（上限額：20万円/頭）  
事業実施主体：都道府県畜産協会等

[担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3501-3776（直））]

## 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）

【1,300百万円】

### 対策のポイント

飼料用米の生産ほ場で家畜に給与する稲わらを収集すること等、「飼料稲フル活用」を中心とした粗飼料生産を推進し、我が国畜産経営の安定化に必要な国産飼料の増産を図ります。

平成21年2月に中国上海で口蹄疫が発生する等、輸入稲わらを巡る状況は予断を許さない状況が続いており、国産稲わらの確保が喫緊の課題となっています。

また、家畜の嗜好性が良く栄養価も高い稲WCS等水田を使用した良質な粗飼料について、今後、より一層の生産・利活用を推進していくことが重要です。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

## <内容>

### 1. 事業内容

飼料用米の生産を行うほ場における飼料用稲わらの収集や、稲全体を飼料として活用する稲WCS生産等、飼料稲フル活用を中心とした水田における粗飼料生産を緊急に推進します。

このため、稲わらや稲WCS等の水田粗飼料について、低コスト生産を行いつつ、平成20年度と比べて取組を拡大した場合、当該取組面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額（13千円/10a）】

#### 〔取組内容〕

- ア 稲発酵粗飼料の生産
- イ 飼料用米生産ほ場の稲わらの飼料利用
- ウ その他の粗飼料の生産

※ 耕畜連携水田活用対策事業、水田等有効活用促進交付金の要件を満たすことが必要です。

※ 20年度既作付分については、耕畜連携水田活用対策事業で同水準が助成されません。

### 2. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））〕

## 飼料用米農薬安全確保事業（新規）

【651百万円】

### 対策のポイント

飼料用米を”もみ”のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

#### （飼料用米の生産）

飼料用米については、平成21年度から食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進することとしていますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

### 政策目標

水田等の有効活用による飼料自給率の向上と畜産物の安全性確保

#### <内容>

##### 1. 事業内容

###### （1）作物残留試験

現在、稲に病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合のもみがらを含めた飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

###### （2）畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

##### 2. 事業実施主体

民間団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

## 馬産地再活性化緊急対策事業（新規）

【5,000百万円】

### 対策のポイント

馬生産の高度化等に必要な施設・機械のリース、長期低利の借換資金の融通、市場上場馬の情報提供等流通活性化の取組を支援します。

- ・ 不況を背景に軽種馬の取引価格が低落し、馬生産農家の経営が悪化しています。
- ・ 馬関連産業が地域の基幹産業となっている馬産地においては、地域経済の悪化に直面しています。
- ・ 馬産地の再活性化のため、地域の生産者をはじめとする関係者が一体となった取組みを緊急支援することが急務になっています。

### 政策目標

不況で打撃を受けている馬産地の活性化

#### <内容>

- ① 馬生産の高度化（分業化・共同化など）、複合化等に必要な施設・機械のリース方式による導入を支援（補助率1/3）
- ② 償還困難な負債の借換えのための長期低利資金を融通（融資枠50億円）
- ③ 馬の流通活性化の取組を支援  
例：市場上場馬のレントゲン検査、ノド内視鏡検査への助成

#### [対象者]

馬の生産者、生産者団体等

[担当課：生産局畜産部競馬監督課（03-3502-5995(直)）]

食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）  
（安定的な畜産経営を支える家畜疾病の診断機能強化）

【102百万円】

対策のポイント

安定的な畜産経営を支える観点から、畜産経営に甚大な被害を及ぼす家畜の伝染性疾病の診断機能を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、家畜保健衛生所の必要な機器整備への支援を行います。

（家畜保健衛生所について）

家畜保健衛生所は、都道府県における家畜防疫の実施機関として、全国に172ヶ所設置されており、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について農家に対する衛生指導や定期検査等を行っています。

政策目標

各都道府県における迅速かつ的確な検査体制の確立。

<内容>

高病原性鳥インフルエンザ等のウイルス関連の家畜伝染性疾病に対する検査の効率化を図ると共に、家畜保健衛生所の病性鑑定機能を強化し、家畜保健衛生所における病性鑑定処理能力の向上を図ります。

[対象メニュー]

(1) ウイルス分離関連機器

高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス関連の家畜の伝染性疾病に対する検査の効率化を図るための転卵機能付孵卵器やインキュベーター等

(2) 高度バイオセキュリティ関連機器

病性鑑定の実施に伴い、検査実施者への病原体の暴露（バイオハザード）を防止するとともに、病原体の野外への散逸を防止するための安全キャビネット等

<事業実施主体>

都道府県

[担当課：消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292（直通）]

## 「農」の雇用事業

【3, 869百万円】

### 対策のポイント

意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等における農業技術・経営ノウハウを習得するための実践的な研修の実施規模を拡充(2,000人追加)するとともに、新規就業者の定着促進に向けた支援(住宅手当等：月額上限3万3千円)を行います。

これにより、意欲ある若者等の農業法人等の就業を促進します。

(現状)

- 新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割が青年(39歳以下)となっています。

【雇用就農者数】

平成18年：6,510人(うち39歳以下3,730人)

平成19年：7,290人(うち39歳以下4,140人)

- 雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加してきています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412 → 平成19年：9,466 → 平成20年：10,519

### 政策目標

【新規雇用就農者数(39歳以下)】

年間7千人程度(平成21年度)

<内容>

雇用就農の一層の促進を図るため、平成20年度第二次補正予算での実践研修(OJT研修)の実施分(1,000人規模)に加え、新たに2,000人規模を追加実施するとともに、新規就業者の定着を促進するための経費を追加助成します。

#### 1 農業法人就業実践研修支援事業

- ① 現下の厳しい雇用情勢に対応するため、実践研修の実施規模を拡大します。  
(追加実施数2,000人、最長12ヶ月、上限月97千円)
- ② 研修を実施する農業法人等の指導者に対して、指導能力の向上を図るための研修を実施します。

#### 2 農業法人雇用定着促進支援事業(新規)

雇用した新規就業者の農業法人等への定着を促進するため、実践研修の対象となる新規就業者の雇用環境整備に要する経費(住居費等)、資格取得費、定住外国人の語学研修費の一部を支援します(最長12ヶ月、上限33千円)。

#### 3 農業法人就業相談活動事業

農業法人等への就業を希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

【補助率：定額】

【事業実施期間：平成21年度】

(※平成21年度までに研修を開始した場合が対象となります)

[担当課：経営局 人材育成課(03-3502-6469(直))]

## 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業

～『田舎で働き隊!』事業～

【625百万円】

### 対策のポイント

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関に対して支援を行います。

- ・ 農村地域においては、高等教育機関や安定した就業の場が少ないこと等により、人口が都市部へと流出し、活性化を担う人材が不足しているという構造的問題を抱えています。
- ・ 一方、都市部においては農村地域に関心を持つ者も多く、20年度第二号補正予算において実施した短期の研修においても、事前に想定した800人を大きく上回る参加があり、さらに研修生に対する一部仲介機関のアンケートを見ても、約4割の研修生が「新規就農」「農業関連ビジネスで起業」などへの希望を持つ事が明らかになりました。
- ・ このことから、都市住民の農山漁村定住への高い意欲を実現できるように、時機を逃さずに追加支援するため、21年度当初予算において行う助成に加え、経済危機対策においては研修旅費についても支援（1/2上限）を追加し、より有効な対策としました。

### 政策目標

農村地域の活性化を担う人材を確保・育成するためのモデル的な仕組みの構築

#### <内容>

##### 1. 農村地域と人材のマッチング

人材育成のための仲介機関を支援することにより、同機関において、農村地域の抱える課題について現状分析を行い、必要な人材ニーズを集約します。

また、併せて同機関により、農村地域での活躍を希望する人材を都市部を中心として募集し、人材の適性や技能を分析した上で、農村地域で活動するに当たって必要な知識等に関する基礎的な研修及び農村地域と人材のマッチングを行います。

##### 2. 農村地域への人材派遣

仲介機関のなかだちにより、農村地域が都市部等の人材を研修生として受け入れ、地域資源を活用した事業等に従事させる実地研修に対する手当（1/2以内；国費上限7万円）、旅費（1/2以内；国費上限7.5万円）等への支援を通じて、人材の育成と地域資源活用事業の創出・発展を一体的に図ります。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体（公募）
2. 補助率 定額、1/2以内
3. 事業実施期間 平成20年度～平成25年度  
（拡充部分（研修生にかかる旅費）については経済危機対策関連のみ）

[担当課：農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948（直））]

## 農地有効利用支援整備事業

【20,000百万円】

### 対策のポイント

営農体系の変更・定着に向けて必要となる農地の排水条件の改良や用排水施設の変更又は施設管理の省力化のための対策など簡易な基盤整備等について支援します。

さらに、平成21年度の経済対策によるものに限り、耕作放棄地の発生を未然に防ぐという観点から、農業水利施設等の更新整備や補修を行うこともできます。

世界の食料需給の中長期的なひっ迫見込みや主食用米の消費の減少傾向を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっています。これらの取組を進めるにあたっては、地域全体における営農体系の変更を伴うことが多くなります。その際、部分的な施設の構造や排水不良などの生産基盤の面での課題により地域全体での取組が阻害される場合があります。したがって、これらの課題を解決するとともに、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ農地の有効利用に資するきめ細やかな整備が必要となります。

### 政策目標

農地の有効利用による食料供給力の強化

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

### <内容>

以下の内容について支援を行います。なお、平成21年度の経済対策によるものに限り、農業水利施設の老朽化等により営農の継続性が確保できない状況にある場合、同様の整備を実施できるものとします。

- 1 地域が目指す営農体系への変更及びその定着に必要な農地や農業水利施設等の簡易な整備
- 2 施設管理の省力化を図るための整備
- 3 上記1、2の取組を推進するための現地指導等

### <事業実施主体等>

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 事業実施主体 | 1、2は市町村、土地改良区等<br>3は都道府県土地改良事業団体連合会 |
| 2 補助率    | 1、2は1/2等、3は定額                       |
| 3 事業実施期間 | 平成21年度～平成23年度                       |

[担当課：農村振興局水資源課（03-6744-1363（直））]

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6,000百万円】

### 対策のポイント

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。特に雇用創出に効果の高い取組及び、耕作放棄地の解消を図る取組を優先的に支援します。

農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、近年、国民の価値観が多様化する中で定住や二地域間居住への関心も高まってきている状況にあります。

一方で、農山漁村地域は、定住のための生活環境施設の整備面での立ち遅れ等に加え、農林漁業従事者の高齢化や担い手の不足による耕作放棄地の増加が深刻な影響を及ぼしているとともに、今般の景気後退による雇用情勢の悪化の影響が、都市部とともに農山漁村地域においても強く表れてきています。

### 政策目標

- ・ 農山漁村地域における雇用の拡大による地域の活性化
- ・ 耕作放棄地の解消による農山漁村地域の生産・生活基盤の強化

### <内容>

雇用創出と耕作放棄地の解消に効果の高い以下のメニューについて、重点的に取り組む地域を優先的に支援します。

- ① きめ細かな生産基盤及び施設の整備  
新規就業者技術習得管理施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、生産機械施設、基盤整備等
- ② 雇用の創出を促進する定住環境等の整備  
情報通信基盤施設、農山漁村定住促進施設等
- ③ 地域間交流の拠点となる施設の整備  
地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設等
- ④ その他農林水産省令で定める事業  
地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、農地等補完保全整備等
- ⑤ ①から④の事業と一体となって雇用創出の効果を増大させるために必要な事業又は事務  
(農山漁村活性化施設整備附帯事業)

### <交付先等>

1. 交付先 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率 定額(定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、2/3(沖縄県1/2、2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10))

[担当課：農村振興局農村整備官(03-3501-0814(直))]

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～

【855百万円】

### 対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

(我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施)

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年(平成2年)を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

### 政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

#### <内容>

農業農村活性化のために整備された施設等に再生可能なエネルギーを供給する施設の新設及び更新を支援する。ただし、整備する施設が温室効果ガスの削減方策を示した地域計画に位置づけられるとともに、施設を整備することに伴う温室効果ガスの削減目標が設定されていること。

#### <事業実施主体等>

1. 実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、公益法人、PFI事業者、NPO、その他計画主体が指定した者
2. 補助率：定額(1/2)  
ただし、以下の要件に該当する地域は以下の補助率  
振興山村地域・過疎地域・半島地域・特定農山村地域・特別豪雪地帯 定額(5.5/10)  
離島地域・奄美・沖縄 定額(2/3)

[担当課：農村振興局整備部農村整備官(03-3501-3748(直))] ]

## 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）

～再生可能エネルギーの導入を推進～

【380百万円】

### 対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施）

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

### 政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

#### <内容>

##### 1. 個別地区支援事業

再生可能エネルギーを農業農村活性化に資する施設等に供給する施設整備に係る次の調査や設計、協議や手続をモデル的に支援する。

- (1) 概略設計 導入可能性等の調査設計
- (2) 基本設計 詳細な工事費積算等のための調査設計
- (3) 協議・手続 河川法や電気事業法等の協議・手続

##### 2. 全国支援事業

個別地区支援事業において行ったモデル成果をとりまとめるとともに、個別地区支援事業に係る支援を行う。

#### <事業実施主体等>

##### 1. 個別地区支援事業

- (1) 実施主体：再生可能エネルギーを供給する施設を整備する事業主体（都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体等）

- (2) 補助率：(1) 及び (3) 定額、(2) 1/2

##### 2. 全国支援事業

- (1) 実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額

[担当課：農村振興局整備部農村整備官（03-3501-3748（直））]

## 戦略的産地振興支援事業

【1, 500百万円】

### 対策のポイント

大規模産地の創出が期待される地区を対象に、営農、流通等の実証をモデル的に行う「経営実証圃」の設置を支援します。

#### (戦略的産地振興支援事業とは)

基盤整備を契機とした産地の発展を目指す地区などに対して、①産地の高度化のための支援、②産地育成のための基礎的な支援、③実需者と連携するための支援を行う事業制度です。

### 政策目標

経営実証圃を核とした仕組みの構築による新たな産地創出や新規就農の推進

#### <拡充内容>

#### 1. 戦略的産地振興支援事業

国営事業地区等において推進区域を設定し、以下の取組を実施。

##### (1) 産地化のための支援

- ①産地構想の作成（導入作物の選定、ゾーニング計画の作成）
- ②販路確保のための取組（流通計画、実需者とのマッチング、加工計画）
- ③専任アドバイザーの雇用（営農専門家等）

##### (2) 経営実証の実施（実施地区10地区程度）

###### ①経営実証圃の設置

1 経営体規模以上の大きさをもつ実証圃とし、かんがい等の効果の実証に加え、流通、販売面の実証も行い、農業経営として成り立ちうるかどうかを検証。

- ②経営実証の実施（作業員の雇用、作業員への営農指導、実施期間3カ年）
- ③その他必要な活動の実施

#### <事業実施主体等>

- 1. 事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会
- 2. 補助率：定額

[担当課：農村振興局水資源課（03-3502-6246（直））]

## グリーン・ツーリズム促進等緊急雇用対策（新規）

～ 免許皆伝！グリーン・ツーリズム道場 ～

【400百万円】

### 対策のポイント

グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村交流プロジェクトの受入等に意欲を持っている地域を対象に、先進地域における交流事業のノウハウの習得及び受入体制の整備等を直接支援します。

（グリーン・ツーリズムとは）

- ・ 緑豊かな農山漁村を舞台に、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、農林漁家の所得の確保や就業機会の創出を図り、地域活性化に資する取組のことで、

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

- ・ 総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、1週間程度の宿泊体験活動を行うことを目的とした取組のことで、

### 政策目標

- ① 都市と農山漁村の交流事業による新たな雇用創出
- ② グリーン・ツーリズムや都市と農山漁村の共生・対流、農商工連携等を基盤としたアグリビジネスの展開
- ③ 新鮮で安全な農産物の供給や体験・交流の場の提供を求める都市住民の期待に対応

### <内容>

#### 1. グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規）（ソフト支援） 300百万円

グリーン・ツーリズムの推進や子ども農山漁村交流プロジェクトの受入等による交流事業の展開に意欲を有しているものの、受入ノウハウの蓄積が乏しく、地域リーダーがいない等の地域を対象に、廃校や空き家等を活用した交流活動の早期着手を図るため、受入体制の早急な整備のほか、交流事業の中核を担う人材を先進地に派遣、実践トレーニングによる受入ノウハウの習得等を通じて、交流施設等の運営スタッフ及び地域コーディネーター、体験インストラクター、地域ガイドなどの雇用の創出を支援します。

#### 2. 広域連携共生・対流等整備交付金（ハード支援） 100百万円

グリーン・ツーリズムや都市と農山漁村の共生・対流、農商工連携等を基盤としたアグリビジネスの展開に必要な街中をはじめとする農林水産物直売施設（インショップを含む）や農林水産物食材供給施設、都市農村交流促進施設等の整備を支援します。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 1の事業は平成21年度、2の事業は平成19年度～23年度

[担当課：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]

ふるさと  
農山漁村地域力発掘支援モデル事業

ふるさと ため  
～ みんなで守り伝えよう！農山漁村の資源 ～《お先に立ち上げプラン》

【150百万円】

対策のポイント

地域住民や団体が協働して取り組んでいる、農山漁村に存在する有形・無形の様々な地域資源を活用した新たなビジネスの早期立ち上げを支援します。

(新たなビジネスとは)

- ・ 新たなビジネスとは、例えば、(i)郷土料理を提供する農家レストランの開設、運営、(ii)古民家を活用した農家民宿の開設、運営、(iii)地域農産品の直販所の開設、運営、(iv)地域農産品を原料とした新商品の開発、製造販売、(v)農業や農山漁村の田舎暮らしを体験する観光プログラムの提供など、地域にある地域資源を活用することにより地域に新たに生まれる経済活動をいいます。

政策目標

地域住民等の多様な主体による、地域資源を活用した持続可能で活力ある農山漁村づくりのモデルを構築

<内容>

ふるさと  
農山漁村地域力発掘支援モデル事業は、農山漁村にある有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じた経済活動の活性化や都市と農山漁村の交流等を促進するため、そのようなモデル的な取組に対する支援を平成20年度から実施しているところです。現在全国で382のモデル地区\*において、平成24年度までの事業実施期間の終了後には国からの支援なしでも活動の継続が可能となるよう自立に向けた取組を進めています。

他方、現在の深刻な経済状況の下では、これらのモデル地区の取組を一刻も早く実際のビジネスとして立ち上げ、地域経済や雇用への効果を発揮することが求められます。

このため、本対策では、モデル地区の中から、現行の活動計画を前倒しして新規ビジネスを立ち上げ新たに雇用を創出する地区について、前倒しに必要な経費として、平成21年度分について、現行の200万円から500万円へ引き上げて支援します。

※ モデル地区の採択は平成20年度に実施済みです。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

[担当課：農村振興局都市農村交流課(03-3502-5946(直))]

## 小水力発電工事等技術強化対策事業

【500百万円】

### 対策のポイント

低炭素社会の構築に向けて、農村地域における自然エネルギーの利用拡大を図る観点から、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画・設計等の取組を集中的に支援します。

(小水力発電とは)

出力数百kW～数千kW程度の水力発電を小水力発電といいます。

(未開発の包蔵水力エネルギーは)

農業水利施設が有する包蔵水力エネルギーは約8.8万kW(666ヶ所)になります。

### 政策目標

小水力発電の導入技術支援による未開発包蔵水力エネルギーの活用の推進並びに低コスト発電設備の実証による小水力発電の普及

#### <拡充内容>

##### 1. 小水力発電工事等技術強化対策事業

###### (1) 導入技術支援事業

小水力発電に係る専門的知見を有する者等から構成する「小水力発電推進協議会」を設置(水系単位の区域を想定)し、小水力発電の導入を検討している市町村や土地改良区等に対して以下の内容を支援します。

- ① 小水力発電導入の可能性の検討に必要な発電計画の概略設計
- ② 電気事業法や河川法等に基づく手続きに必要な資料の作成
- ③ 河川管理者や電気事業者等との協議・調整

###### (2) 低コスト発電設備実証事業

国が定める新技術に適合する低コストの水力発電施設を設置する地区を選定し、当該小水力発電施設の技術性や経済性を検証するとともに、鳥獣害防止対策などへの発電電力の活用策を検討します。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県土地改良事業団体連合会
2. 補助率 定額

[担当課：農村振興局水資源課(03-3502-6246(直))]

農業農村整備事業等（公共）

【15,335百万円】

対策のポイント

農地の利用集積の加速化の契機となる区画整理や老朽化の進んだ農業水利施設の整備や補修等を実施します。

これにより、農家の管理コストを低減し、食料供給力の維持・強化を図り、農村地域の活性化を図ります。

<内容>

- 国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業、国営総合農地防災事業、地すべり対策事業、ため池等整備事業

老朽化や機能低下した農業水利施設の更新や畑地かんがい施設の整備等を行い、農業生産の維持・向上及び農業経営の安定化を図る。

5,251百万円

事業実施主体：国、都道府県

- 国営造成水利施設保全対策指導事業、ストックマネジメント技術高度化事業  
老朽化が進んだ農業水利施設を対象に、①機能診断の実施、②機能保全計画の策定、③高度な診断等に必要な技術を確立。

700百万円

事業実施主体：国

- 国営農地再編整備事業、経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、一般農道整備事業

農業生産性の向上と担い手への農地の利用集積を促進し、食料の安定供給に資するため、農地の大区画化や汎用化等を推進。

8,090百万円

事業実施主体：国、都道府県

- 地域用水環境整備事業

農村地域における低炭素社会の構築に向け、農業用水利施設の持つ自然エネルギーを活用した小水力発電の新設・更新を推進。

500百万円

事業実施主体：市町村、土地改良区等

- 草地畜産基盤整備事業

飼料の増産と畜産経営の安定を図るため、草地等の基盤整備と関連する農業用施設の整備を一体的に実施。

420百万円

事業実施主体：都道府県等

- 農地海岸整備事業

津波・高潮等による被害を防止するための護岸等の整備を推進し、国民の生命・財産等の安全・安心を確保。

374百万円

事業実施主体：地方公共団体

## 耕作放棄地再生利用緊急対策

【15,000百万円】

### 対策のポイント

再生農地での就農機会創出に資する対策や特殊作業（重機等を用いて行う再生作業）を支援メニューに追加する拡充を行い、再生利用活動を促進します。

最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

### 政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

#### <内容>

##### 1. 再生利用活動等の促進

経済危機対策においては、本対策を拡充（2及び3を追加）することにより

###### ① 再生利用活動

- ・ 障害物除去、深耕、整地等の再生作業（荒廃の程度に応じ3万円又は5万円/10a）
- ・ 土壌改良（2.5万円/10a/年、最大2年間、取組1年目又は2年目から開始）
- ・ 営農定着（2.5万円/10a、ただし、水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く）

###### ② 施設等補完整備（用排水施設、農道、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等）

###### ③ 農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等を前倒しして実施

##### 2. 再生農地での就農機会創出

農業法人等が求職者を雇用して行う耕作放棄地の利用やI J Uターン等新規就農者による耕作放棄地の利用を促進するため、

- ・ 農業法人等による雇用就農者研修、I J Uターン等就農希望者研修
- ・ 経営相談・指導、実証ほの設置、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売
- ・ 農業用機械・営農資機材の整備等を支援

##### 3. 特殊作業経費の支援

耕作放棄地の再生作業において、特殊作業（重機等を用いて行う作業）に要する経費を支援

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 耕作放棄地対策協議会
2. 補助率 定額、1/2等
3. 事業実施期間 平成21年度（対策実施期間は平成21年度～平成25年度）

[担当課：農村振興局農地資源課（03-6744-2442（直））]

## 鳥獣害防止総合対策事業

【400百万円】

### 対策のポイント

鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の取組、鳥獣を里に出没させない大規模緩衝帯の整備等を支援します。

#### (野生鳥獣による農林水産業被害の現状)

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍、カワウは5.3倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

### 政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

#### <内容>

##### (1) 鳥獣害防止総合対策事業の事業地区の拡充

鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。(当初予算300地区→400地区)

##### (2) 大規模緩衝帯の整備

大規模な緩衝帯等を整備し、野生鳥獣の農地や集落への出没の低減を図ります。

##### (3) 鳥獣捕獲監視システムの導入

箱ワナ等の遠隔監視システムの導入により、確認作業労力の低減を図ります。

##### (4) 捕獲技術向上施設整備

捕獲技術向上のための施設を整備し、人材の確保と捕獲技術の向上を図ります。

[担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2108(直))]

## 地産地消や大都市への直売等の推進

【9,671百万円】

### 対策のポイント

地産地消や大都市への直売などの取組を緊急的に拡大し、地域に所得や雇用の機会を創出するため、都市部等における直売所の整備やインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援します。

学校給食における地場産物の利用を拡大するため、学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等の助成、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援します。

### (地産地消等の現状)

- ・ 全国の直売所は約1万3千カ所、うち農協や市町村による常設は約3,000カ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所1カ所当たりの地場農産物の年間販売額は約6,000万円
- ・ 学校給食法の改正（平成20年6月）により、学校給食において地場産物の活用に努めることが法的に位置づけ
- ・ 平成19年度の学校給食における地場産物の使用割合は、食材数ベースで23.3%
- ・ 文部科学省は、米飯学校給食の新たな目標として「週3回以上」（週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの目標設定を促す）を通知
- ・ 米飯学校給食の実施回数の1回増加で、米の消費拡大は約33,000トン

### 政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合を  
平成22年度までに30%以上へ

### <内容>

#### 1. 都市部等における地産地消・産直の展開に対する支援

##### (1) 都市部等での直売所の機能強化、インショップ等の展開、地場流通システムの確立

- ① 生産者に即時に売上情報を提供する新たなPOSシステムの導入など、既存の直売所の機能強化を支援します。
- ② 量販店でのインショップの開設や産直による量り売り販売の導入などに必要な機器整備や集荷・配送の実証等に対して支援します。

##### (2) 仮設型直売システム（マルシェ）の普及

大都市地域において、テント等を用いた仮設型直売所をモデル的に展開するため、設立・運営に必要な経費を支援するとともに、仮設型直売所の設立・運営技術を普及するため、調査・普及に必要な経費を支援します。

(3) 都市部等での直売施設展開の調査、販売・取組促進活動の支援

大都市での直売所のマッチングイベントの開催や直売所等の展開方向に係る調査の実施に対して支援します。

(4) 学校給食における地場産物の利用拡大

平成22年度までの2年間、地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域に対して、生産者と学校給食関係者等の連携活動や地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入に要する地場産物の原料費、地場産物の利用を増加させるために必要な集荷・配送の経費等を助成します。

(5) 電気炊飯器を使用した米飯学校給食の推進

家庭用電気炊飯器を学校で使用することにより、地元産米を活用した米飯給食の推進をするモデル的な取組について支援します。

地産地消・産直緊急推進事業（新規） 8,671百万円  
補助率：1/2以内、定額  
事業実施対象：上記1の取組のうち  
(1)農業協同組合、農業者グループ、民間事業者等  
(2)NPO、地域協議会、第3セクター、民間企業等  
(3)民間事業者等  
(4)市町村、地域協議会等  
(5)生産者団体等

2 地産地消や産直に必要な施設整備に対する支援

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金（地産地消・産直緊急特別枠） 1,000百万円  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

担当課：生産局技術普及課 (03-6744-2110 (直))  
食肉鶏卵課 (03-3502-8473 (直))  
総合食料局総務課 (03-6744-2223 (直))  
消費流通課 (03-3502-7947 (直))

## 地域流通モデル構築支援事業

【222百万円】

### 対策のポイント

商店街の活性化を図るために、食料品小売店が空き店舗等を活用して、新鮮な農林水産物を安定的に販売することができる地域流通モデルを構築します。

#### (商店街と食料品小売店の現状)

- ・近年、我が国では、人口の減少、少子高齢化など社会構造の変化に加え、世界的な未曾有の経済危機の下、食品流通業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。このため、地域の商店街の「シャッター通り」に象徴されるように、地域住民への食料供給や商店街の活性化にとって重要な役割を担っている食料品小売店は減少の一途をたどっています。
- ・一方で、消費者の安全・安心志向や鮮度志向の高まりを背景に、国内産、特に地域の農林水産物に対する購入ニーズが高まっているものの、食料品小売店が地域の農林水産物を安定的に仕入れることは難しい状態にあります。

#### (課題)

- ・食料品小売店が、商店街の空き店舗等を活用して、消費者の望む新鮮な農林水産物を安定的に販売することにより、商店街の集客力を高めるなど、地域の農林水産物を活用した商店街の活性化を推し進めていく必要があります。

### 政策目標

事業に参加した食料品小売店の売上高10%以上の向上を通じた商店街の活性化

#### <内容>

食料品小売店が、事業計画について商店街振興組合等から承認を得ることを条件に、空き店舗等を活用して、新鮮な農林水産物を安定的に販売する取組に必要な地域流通モデルを公募し、その実証を行うために必要な

- ①取引先農家や加工業者発掘のためのコーディネーター経費、
- ②ショーケース等の内部設備レンタル費、倉庫借上料、
- ③空き店舗等の改装費

等を支援するとともに、その効果を把握し、優良モデルについて普及を図ります。

【定 額】

#### <事業実施主体>

民間団体等

[担当課：総合食料局流通課 (03-3502-7659(直))]

## 食農連携促進施設整備事業（新規）

【1,480百万円】

### 対策のポイント

地域の資源である国産農産物を安定的に活用する、農商工連携のモデル的な取組を支援します。

（農商工連携の推進に向けての課題）

1. 現在、地域の活性化を図る観点から、地域の基幹産業である農業と商業・工業等の連携強化が重要である。
2. しかしながら、食品産業事業者は、原材料価格の高騰や食品の安全・安心に関する品質管理コストの増大等により経営が悪化する中で、天候等農業経営に起因する投資回収リスクの不安もあり、農業者と連携し、国産農産物を活用した事業拡大のための設備投資に二の足を踏む傾向にある。
3. また、輸入原材料価格の高騰、国産志向の高まりの中で、食品産業の国産農産物志向が高まっているが、食品産業の需要に対応した産地サイドの取組は不十分であり、食品産業事業者への安定的な農産物の供給が課題となっている。

### 政策目標

地域の食品産業と農林水産業等の連携により、関連する食品製造企業の製品出荷額が前年度実績を上回ること

### <内容>

#### ○ 施設整備支援

農業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売のための施設や農業用機械施設等の整備を支援します。

#### 【対象施設】

- ① 食品産業に係る対象施設  
食品の加工、販売のための施設、機械
- ② 農業に係る対象施設  
農業用機械施設、集出荷施設、乾燥調整施設、加工施設 等  
（食品産業事業者が農業者に機械・施設を導入する場合も含む）

食農連携促進施設整備事業  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03-6744-2063（直））]

## 食農連携促進事業

【362百万円】

### 対策のポイント

農商工連携の取組を推進するため、新商品の販路開拓のための地域ブロック別の商談会の開催や、空港等での販売促進、メルマガの発行等の取組を支援します。

(農商工連携推進に向けての課題)

1. 農商工連携の推進に当たっては、連携による新商品等が売れることが重要である。しかしながら、食品製造業者は、中小零細な企業が多く、販路開拓の機会が限られており、商談会等の機会が重要である。
2. 農商工連携を広く普及させていくには、農商工連携の取組事例等を幅広い関係者に情報発信することが不可欠である。

### 政策目標

地域の食品産業と農林水産業等の連携により、関連する食品製造企業の製品出荷額が前年度実績を上回ること

#### <拡充の内容>

##### 1. 食品産業と農林水産業等の連携を促進する取組に対する支援

農林漁業者、食品製造業者、小売業者、観光業者などの関係者を対象とした、農商工連携により開発された新商品等に関する地域ブロック別の商談会、農商工連携の推進に関するシンポジウムを開催する取組、また、コーディネーターによる相談会の開催等を支援します。

商談会等開催支援費  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

##### 2. 開発された商品等の販売促進に対する支援

農商工連携により開発された新商品等について、①販売促進会の開催（農商工等連携の事例等の情報発信を併せて実施）②開発商品や事例集の紹介資料の作成・配布などを支援します。

開発商品等販売支援費  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

##### 3. 開発された商品等の情報発信に対する支援

農林漁業者、食品製造業者、小売業者、観光業者などの関係者を対象とした、農商工連携で開発された新商品、優良事例や各種支援策の内容、イベントなどに関する情報を定期的に提供する取組を支援します。

食農連携機能高度化対策費  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03-6744-2063（直））]

## 国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

—国産原材料供給力強化対策—

【1,000百万円】

### 対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組を支援します。

### (現状)

- ・ 食の外部化の進展により野菜需要に占める加工・業務用の割合は増加し、現在は55%となっています。
- ・ 食品製造事業者、外食産業事業者(503社)を対象としたアンケート調査によれば、国産割合を増やしたいとする回答が8割程度となっています。

### 政策目標

国産農産物の加工・業務用仕向け量の増加

### <内容>

#### 国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を推進するため、これらの取組に必要となる機械の導入、施設の整備等を支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等

〔担当課：生産局生産流通振興課 (03-6744-2113 (直))〕

新需要創造対策の一層の推進  
— 新需要創造対策 —

【400百万円】

対策のポイント

公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業における機能性農産物に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物なども活用して機能性食品等の事業化を推進します。

(機能性成分を多く含む農作物等)

- ・ 公的研究機関の開発した新品種 (例：良食味低グルテリン米「ゆめかなえ」、高メチル化カテキン茶「べにふうき」)
- ・ 民間企業の機能性研究 (例：りんごポリフェノール、明日葉カルコン)
- ・ 機能性成分を含む地域特産物 (例：セラミドを多く含むこんにゃく芋、フラクトオリゴ糖を多く含むヤーコン芋)

政策目標

新食品・新素材の市場規模を5年で3倍超に拡大  
約200億円(17年度) → 700億円程度(22年度)

<内容>

1. 新需要創造に取り組むフロンティアの育成(拡充)

- (1) これまでの公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業の機能性農産物等に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物に対象を拡げて課題を選定し、その課題に応じて、画期的な利用方法に関するグランドデザインとして提供します。
- (2) 新たなグランドデザインをベースに、商品化の中心となる民間企業、新食品・新素材の原料を生産・供給する産地のベストマッチングによる新需要創造協議会を作ります。

新需要創造フロンティア育成事業 80百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

2. 成分保証・分別管理システムの確立(拡充)

原料の機能性成分の含量を保証したり、他の食品・素材と分別して消費者に届けるなど、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するため、①技術実証やマニュアルの作成、②原料の調整・加工等に必要な機械・施設の整備などについて支援します。従来の産地に対する支援に加え、産地と連携して事業化を進める民間企業に対する支援を拡充します。

成分保証・分別管理システムの確立 320百万円  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：新需要創造協議会、構成員である民間企業等

[担当課：生産局技術普及課(03-6744-2435(直))]

シニア能力活用総合対策事業  
－農と医の連携促進モデル事業（新規）－

【200百万円】

対策のポイント

農業と医療・福祉分野との有機的な取組により、高齢農業者等の能力の活用・向上を図ることを通じ、地域の活性化と新たな雇用創出する取組を支援します。

（現状）

- ・ 農村地域は、高齢化の進展、過疎化の進展等で疲弊しています。
- ・ このような中で、近年、病院食等で地域農産物を提供する取組、病院食の残さをリサイクルして地域農業に還元する取組、福祉機関が農園を地域の高齢患者のリハビリ・セラピーに活用する取組等、より自由な発想で、地域高齢農業者等を医療福祉の現場で活用していこうとする動きがみられます。
- ・ 医療福祉分野における患者等は約237万人。農産物の消費者等としての相当の規模がありますが、今まで地産地消等の取組が十分ではありません。

政策目標

農と医の連携体制の構築による高齢農業者等の能力の活用・向上

<内容>

農業者等と医療福祉関係者等が連携して、病院等における地産地消の取組、農園をリハビリ目的に利用する取組等において高齢農業者等を活用することにより、農村地域の活性化と雇用の拡大が図られる場合、これに必要なソフト面からの経費及び必要な機器、機械のリースにかかる経費の支援を行います。

事業選択に当たっては、地域ごとの異なる事情を踏まえ、自由な発想を活かすため、公募提案方式で行います。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：経営局協同組織課（03-3502-6800（直））]

農林水産物・食品の輸出の拡大  
— 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規） —

【559百万円】

対策のポイント

日本産農林水産物・食品の輸出促進のために、これまでも海外の国際見本市への日本パビリオンの設置等を進めてきましたが、意欲ある農林漁業者等のニーズによりきめ細やかに対応するために、日本産品の販路の維持・定着や拡大を図る取組や、新たな市場を創出する取組を支援します。

（農林水産物・食品の輸出の現状）

農林水産物・食品の輸出については、近年2桁台の伸びで推移してきましたが昨年来の円高や世界的不況といった状況の下で、平成20年は対前年0.6%減の横ばいになり、本年に入ってから平成21年1～2月には対前年27.0%減となるなど輸出をめぐる環境は厳しさを増しています。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 農林水産物・食品の新たな販路形成の支援

貿易会社等の民間団体が、海外において商談会の場を設定することにより、外国の卸売業者等のバイヤーと輸出に取り組みたい国内の農林漁業者等とのマッチング（商談活動）を進める。

農林漁業者等マッチング支援緊急対策

300百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 農林水産物・食品の新たな市場形成の支援

日本産農林水産物・食品について、海外の富裕層をターゲットとして需要開拓を行うため、事業者等がショッピングモール内にワゴンや販売コーナーを設置し、販売促進活動を行うことを支援する。

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策

259百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

【担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（03-3502-3408（直））】

## マイマイガ（AGM）卵塊付着抑制技術実証事業（新規）

【383百万円】

### 対策のポイント

米国・カナダは、森林病害虫の侵入防止のため、我が国からの船舶に対しAGMの規制を求めています。日本産農産物の輸出促進に取り組んでいるなか、海上輸送に大きな支障を来たすことがないように、規制から除外する条件を協議するため、防除機器を整備し船舶にAGMの卵塊が付着することを抑制する技術を確立する必要があります。

### （背景）

米国及びカナダは、森林に大きな被害を及ぼすアジア型マイマイガ（AGM）が船舶を介して侵入するおそれ大きいとして、対象となる港に寄港した船舶に対して、米加への入港に際して沖合検査を実施するか、我が国で事前にAGM不在証明書の取得することを要求しています。

本年2月、米加は、本年はAGM不在証明書を必要とする港を6港から10港に増加することを通告してきました。一方、北米植物防疫機関（米国・カナダ・メキシコで構成）は、全ての港からの船舶を対象に船舶自体と貨物を規制の対象にするなど、現行から大幅に強化した地域基準案を検討しています。

現在、農林水産省としては、新しい需要の開拓による我が国農産物の生産量の拡大、国内生産力の強化を通じた地域経済の活性化に資するため、日本産農産物の輸出促進に取り組んでいるところです。今回米加から規制の対象として指定された港湾の背後では、積極的に輸出に取り組んでいる地域もあり、これらの輸出港からの海上輸送に支障を来すこととなれば、日本産農産物の輸出促進の取組全体が停滞することになりかねません。

### 政策目標

日本産農産物の輸出促進の取組に資するため、船舶にAGMの卵塊が付着しない技術を確立し、規制から除外するための技術協議を実施

### <内容>

国内の港でAGMを誘引しないナトリウムランプ、侵入を防止する電撃殺虫器等の防除機器を整備しAGMの飛来を回避させ卵塊の付着を阻止する技術の実証を行います。

### <事業実施主体>

植物防疫所

[担当課：消費・安全局 植物防疫課 (03) 3502-5978]

## 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）

【450百万円】

### 対策のポイント

食品関連事業者の事業場で発生する食品循環資源を、高品質な肥飼料の原材料として農業者や再生利用事業者に提供していくために必要な設備の導入を支援します。

#### （食品廃棄の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用なまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ 利活用が進まない背景の一つには、食品廃棄物は変質・腐敗が早く、高品質な肥飼料の原材料とするには、適切な保管や早期の処理が必要など手間を要するという点がある。

### 政策目標

#### 食品循環資源の再生利用等実施率の向上

#### <内容>

業務用生ごみ処理機等の一次処理設備や専用保冷库など、肥飼料の原材料としての食品循環資源の品質を維持するために食品循環資源が発生する事業場に設置する設備の導入を支援する。

支援に当たっては、

- ① 食品関連事業者が自社の廃棄物等を処理または保管するための設備であって、設置場所は自社の事業場ないしその近隣地に限定すること、
- ② 一次処理または適正保管された食品循環資源の譲渡または販売先が、農畜水産業者あるいは農畜水産業者に肥飼料を譲渡・販売することが確実なりサイクル業者であること

を要件とし、食品産業と農畜水産業者とが連携した取組への支援であることを前提とする。

なお、採択に当たっては、食品リサイクル制度において優先的な取組とすることが明示されており、食料自給率の向上にも資する飼料化の取組を優先する。

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <補助率>

1/2以内

[担当課：総合食料局食品産業企画課食品環境対策室（03-6744-2066（直））]

## 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）

【850百万円】

### 対策のポイント

食品産業における食品廃棄物の有効活用等による環境負荷の軽減を促進するため、技術の改良・実証のモデル的な取組を支援するとともに、その成果の全国的な普及活動を支援します。

### （食品廃棄の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用なまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ これらを有効活用するためには、これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、緊急にその技術の改良・実証を促進することが必要。

### 政策目標

食品循環資源の再生利用等実施率の向上

### <内容>

#### 1. 技術実証モデル事業

これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、その技術の改良・実証等のモデル的な取組に必要な経費を支援する。

（例）

- ・ 小売、外食などで排出される少量分散型の食品廃棄物を過熱水蒸気を用いて炭化し、エネルギーとして利用するための技術の改良・実証
- ・ かんきつ類の搾汁後の果皮から入浴剤、芳香剤、洗剤、防腐剤などに用いられる素材を製造するための技術の改良・実証
- ・ 食品廃棄物（おから、リンゴの皮など）について、プラスチックの強度向上として使われているガラス繊維の代わりとして利用するための技術の改良・実証

#### 2. 普及推進事業

上記1の技術実証モデル事業の成果の普及啓発を推進するため、全国各地で説明会を開催するための取組に必要な経費を支援する。

### <事業実施主体>

民間団体

### <補助率>

定額

[担当課:総合食料局食品産業企画課(03-3502-8246(直))]

## 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）

【19,256(0)百万円】

### 対策のポイント

農林水産業関連施設等への太陽光パネルの設置に係る経費を支援します。  
また、離島など条件不利地域において、農林バイオマス3号機など先進的な技術の導入を支援します。

#### （農山漁村における自然エネルギーの潜在力）

太陽の恵みに溢れた農山漁村では畜舎や倉庫といった既存の資源を太陽光発電により活用することが可能です。例えば50頭規模の酪農経営であれば畜舎の屋根に太陽光パネルを設置することにより、年間の消費電力を賄うことが可能です。

#### （我が国におけるバイオマスの利活用状況）

我が国には、農産物の非食用部分、家畜排せつ物、林地残材等の未利用バイオマスが豊富に存在しており、これらの有効活用が課題となっています。

### 政策目標

自然エネルギーやバイオマスを活用した新産業の育成等による農業・農村の潜在力の発揮と低炭素社会の実現

#### <内容>

##### 1. 太陽光パネルの設置促進

農山漁村の太陽光エネルギーを活用しつつ、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

##### 2. 高効率バイオマス変換施設の実証

離島等における地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消に向けて、燃料や電力の供給を同時に行える小型バイオマス変換施設として、世界最高クラスの変換効率を持つ農林バイオマス3号機等の最先端のバイオマス変換施設の実証を支援します。

補助率：定額（10/10、2/3、1/2、1/3）  
事業実施主体：民間団体  
事業実施期間：平成21年度～平成25年度（基金造成）

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））】

## スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）

－ スギ花粉症緩和米の実用化に向けて －

【1, 571百万円】

### 対策のポイント

スギ花粉症は、既に国民の約30%が罹っていると推定される国民病です。スギ花粉症の根治薬として期待されるスギ花粉症緩和米を早急に実用化するため、スギ花粉症緩和米試験研究拠点を整備し、治験をはじめとした研究開発を加速します。

### （スギ花粉症緩和米とは）

スギ花粉症緩和米とは、スギ花粉症の原因物質であるスギ花粉タンパク質の一部をコメに蓄積したものです。これを一定期間食べ続けると、スギ花粉を外敵ではなく食物と認識するようになり、アレルギー反応を抑えることが期待できます。これまでに、動物実験においてスギ花粉症を緩和させることを確認しています。

### 政策目標

- スギ花粉症緩和米の速やかな実用化

### <内容>

#### スギ花粉症緩和米の実用化に向けた試験研究拠点の整備

国民病であるスギ花粉症に対応するため、スギ花粉症緩和米の実用化を加速するための試験研究拠点を整備します。

具体的には、スギ花粉症緩和米を植物工場で生産し、医薬品として実用化するために必要な人での安全性・有効性の確認試験、医薬品としての栽培技術の確立等を加速します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

（03-3502-7435(直)）]

## 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）

— 遺伝子組換えカイコの利用による医薬品・医療用素材の実用化に向けて —

【706百万円】

### 対策のポイント

遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用新素材の生産技術の実用化を加速するため、遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点を整備し、「昆虫工場」による有用物質生産という新産業の創造を図ります。

（遺伝子組換えカイコによる有用物質生産とは）

遺伝子組換えカイコ技術については、近年これを用いた医薬品用の有用タンパク質等の生産が可能となっており、また、遺伝子組換えカイコの細胞接着性の高い絹糸を使って人工血管の試作に成功しています。遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用素材等の有用物質の生産は、遺伝子組換えカイコ技術の実用化の1つの方向として、また、新産業の創造につながるものとして今後の発展が期待されています。

### 政策目標

- 遺伝子組換えカイコによる複数の種類の医薬品用タンパク質の生産を速やかに実用化

### <内容>

#### 遺伝子組換えカイコ技術の実用化に向けた技術開発拠点の整備

遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用新素材の生産技術の実用化に向け、実用化技術開発拠点を整備します。

具体的には、医薬品・医療用新素材を生産する多くのカイコ系統の大量生産、組換え産物の抽出・精製、評価までを一貫して行うための施設を整備し、実用化に向けた技術開発を加速します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）  
（03-3502-7435(直)）]

## バイオマス実証実験ベンチプラントの設置

【550百万円】

### 対策のポイント

食料供給と両立できる持続可能なバイオ燃料の生産を推進するためには、第2世代バイオ燃料の技術開発の加速化が必要です。

このため、実証試験を行うためのプラントを導入して技術開発を加速し、第2世代バイオ燃料の早期の実用化を目指します。

#### (バイオ燃料とは)

バイオ燃料とは、バイオマスを原料として製造される自動車等の燃料のことです。

#### (第2世代バイオ燃料とは)

食料の安定供給に悪影響のない、間伐材や稲わら等を原料とするバイオ燃料です。

第2世代バイオ燃料の研究開発を推進することが洞爺湖サミットのG8首脳声明に盛り込まれています。

### 政策目標

- 国産バイオエタノールの生産コストを半分以上に削減(100円/Lを目指す)

#### <内容>

##### バイオ燃料低コスト生産技術の実用化に向けた技術開発の加速化

第2世代バイオ燃料である間伐材や稲わら等を原料としたエタノールを製造するための糖化、発酵、蒸留等の各工程の要素技術(研究成果として得られた候補技術)を組み合わせて、一貫システムとして実証試験を行うベンチプラントを導入することにより、現在「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」において取り組んでいる、第2世代バイオ燃料の技術開発を加速化します。

(事業実施主体：民間団体等)

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)(03-3502-0536(直))]

## 遺伝情報の分析・活用のための施設の緊急整備（新規）

－低コスト多収イネ等新品種作出の加速化に向けて－

【3, 583百万円】

### 対策のポイント

バイオテクノロジーを活用した低コスト多収イネ等の農作物新品種作出の加速化を図るために、遺伝情報の分析・活用に関する取組を促進し、新たな需要の創出や地域産業の活性化を図る。

#### （遺伝情報の分析・活用に関する取組の促進）

- ・ 現下の喫緊の課題である食料自給率の向上（コメの需要拡大を含む）、耕作放棄地の解消、さらにはエネルギー自給率の向上等の諸課題を短期間で解決するためには、バイオテクノロジーを活用した新品種作出が不可欠です。
- ・ 関連する研究開発を加速するため、①各地の在来品種等多様な遺伝資源・遺伝情報の迅速な分析及び②これらを活用した新品種の作出を促進するための施策を講じます。

### 政策目標

- 低コスト多収イネやバイオエタノール産出用の多収イネ等の新品種を早急に開発

#### <内容>

##### 1. 超高速遺伝子解析拠点の整備

地域のニーズに即したきめ細かい農作物育種（テーラーメイド育種）を実現するため、農業生物のゲノム解読の加速化と品種開発期間の短縮を推進する観点から、遺伝子配列を高速で解読する次世代シーケンサー施設を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

##### 2. 遺伝子組換え農作物開発拠点の整備

低コスト多収イネ、バイオエタノール産出用の多収イネ等の遺伝子組換え農作物の早期の実用化を推進する観点から、それらを新品種として育成するための研究に不可欠な隔離温室、特定網室等からなる開発拠点を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

(03-3502-7435(直))]

## 動物検疫係留施設環境対策整備事業費（新規）

【557百万円】

### 対策のポイント

地球環境問題が国民の高い関心を集める中、動物検疫を一層的確に実施する体制を緊急に整備するため、動物検疫所の環境対策機能を強化し、低炭素社会の実現や地域の環境保全に貢献します。

### （動物検疫について）

海外から輸入される牛、豚等の家畜は、家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止のため、動物検疫所で一定期間係留して検査を行う必要があります。

適切な係留検査を実施する上で、輸入家畜の畜糞及び殺処分家畜等を円滑に処理することは必要不可欠であり、そのためには、係留施設周囲に増加する住宅、商業施設及び工場等への悪臭・煤煙対策、地球温暖化防止への貢献の観点から、より一層環境に配慮した処理を推進することが急務となっています。

### 政策目標

「動物検疫所の環境対策の強化及び家畜の伝染性疾病の侵入防止の一層の強化による畜産振興・食の安全確保及び地球環境保全への貢献」

### <内容>

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入防止の一層の強化や円滑な係留検査を実施するため、①温室効果ガスの排出削減、②悪臭・煤煙・汚水対策、③有害物質の有効処理が可能となる畜糞乾燥施設及び炭化処理施設を整備し、食の安全を確保するとともに、低炭素社会の実現、地域の環境保全に貢献します。

### <事業実施主体>

動物検疫所

[担当課：消費・安全局 動物衛生課 (03) 3502-8295 (直通)]

森林吸収源対策をはじめとする森林の整備・保全の推進  
— 森林整備事業・治山事業（公共） —

【100,000百万円】

対策のポイント

森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要  
な路網整備や、集中豪雨、地震等により発生した集落周辺の荒廃地等にお  
ける治山施設の設置等を実施します。

（森林吸収源対策を取り巻く現状）

- ・森林吸収目標1300万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、  
地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。

（我が国の山地災害の発生状況等）

- ・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）
- ・「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」では、  
地球温暖化の進行により「強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高く、洪水の危険性  
を増加させる。」とされており、山地災害の発生リスクの増加が懸念されています。

政策目標

森林整備事業

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施。
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくり  
を推進

↓  
京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における  
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

治山事業

- 山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

<内容>

1. 森林整備事業

森林吸収目標達成のための間伐等を更に積極的に進めるとともに、間伐材をはじめ  
とする木材の搬出コストの低減等に不可欠な路網等の開設・改良等を実施し、森林吸  
収目標の達成と林業・木材産業の振興等を通じた雇用機会の創出と山村地域の活性化  
を図ります。

【森林整備事業（公共） 79,000百万円】

2. 治山事業

集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の  
設置や機能の低下した保安林の整備を実施し、地域の安全・安心の確保を図るととも  
に、雇用の創出や森林吸収目標の達成にも寄与します。

【治山事業（公共） 21,000百万円】

※ 今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

【担当課：林野庁計画課（03-3501-3842（直））】

森林整備加速化・林業再生事業（新規）  
（緑の産業再生プロジェクト）

【123, 844百万円】

対策のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

<内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

<補助率>

定額、1/2等（都道府県に基金を造成）

※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乘せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

担当課：林野庁 計 画 課 (03-3501-3842 (直))  
経 営 課 (03-3502-8055 (直))  
木材産業課 (03-3502-8062 (直))  
木材利用課 (03-6744-2297 (直))  
整 備 課 (03-6744-2303 (直))

## 花粉の少ない森林づくり対策事業

【9, 986百万円】

### 対策のポイント

- ①花粉発生源対策の加速化を図るため、首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進します。
- ②事業実施箇所の立木買取、伐採、販売等を行う森林組合等に対するセーフティネットを構築し、積極的に事業を取り組める環境を整備します。
- ③伐採跡地への少花粉スギや広葉樹等の植栽を促進します。
- ④優良苗木の生産や低コスト造林の推進に対する支援を行います。

- ・平成19年8月に策定した「今後の花粉発生源対策の推進方策について」においては、花粉症患者の多い首都圏等への花粉量に与える影響が「非常に強い」スギ林を主体に対策の重点化を図ることが効果的としています。
- ・昨今の景気の後退に伴い、花粉発生源対策としての伐採や植替えが停滞しており、取組を加速化させることが必要です。

### 政策目標

首都圏近郊等における花粉の多いスギについて、平成23年度末までに300万本の伐採・植替えを促進

### <内容>

首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進するための取組や、優良苗木の生産、低コスト造林の推進等を支援します。

#### 1. 花粉発生源スギ林伐採・植替え協力森林の確保

森林組合等が行う森林所有者に対する協力森林確保のための呼びかけ、立木買取や少花粉スギ等の苗木に係る説明会開催や個別訪問を支援します。また、協力森林についての立木評価の実施を支援します。

#### 2. 立木の買取・伐採・販売

協力森林の立木買取や伐採、販売等を行う森林組合等が積極的に事業に取り組めるよう、これらの経費について、販売金額で賄えない場合に支援するためのセーフティネットを構築します。

#### 3. 広葉樹林、少花粉スギ展示林の造成等

協力森林の伐採跡地等において森林組合等が行う広葉樹等の植栽や天然更新補助等に要する経費を支援します。また、森林組合等が行う少花粉スギ展示林の造成等を支援します。

#### 4. 優良苗木の生産や低コスト造林等の推進

苗木生産業者等が行う母樹林の造成・整備、先駆的苗木生産等及び民間団体等が生産性向上のために行う技術指導等を行うための経費を支援します。また、民間団体が低コスト造林など人工林施業に係る先駆的な取組を行う経費を支援します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

民間団体

〔担当課：林野庁 研究・保全課（03-3501-3845（直））  
整備課（03-3591-5893（直））〕

## 緑の雇用対策

【4, 990百万円】

### 対策のポイント

雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿として期待されている森林・林業分野において「森林の緊急雇用」を実施するとともに、「トライアル雇用」による林業就業者の着実な定着を図るため、「緑の雇用」を拡充します。

#### (林業における求人・求職等の現状)

- ・新規的林業就業者数は、緑の雇用導入により増加しています。  
(H6～H14：年平均2千人程度→H15～H19：年平均3千2百人程度)
- ・雇用情勢が悪化する中、森林・林業分野に対する雇用の受け皿としての期待が更に高まっています。  
(森林の仕事ガイダンス相談者数：延べ3,431人(H19)→延べ6,133人(H20))
- ・林業事業体の求人数も増加しています。
- ・しかしながら、作業がきつい、地域に溶け込めない等の理由で、採用してもすぐに辞める求職者もいるため、次の採用に慎重になっている事業体もあります。

### 政策目標

4, 000人分の緊急的な雇用を確保するとともに、林業就業者の着実な定着を図ります。

#### <内容>

緑の雇用対策について、主に以下のような拡充を行います。

#### 1. トライアル雇用への支援

林業事業体が、都市部等の求職者を積極的に採用できるよう、求職者に未利用材の搬出や資材運搬、歩道整備等に従事してもらい、林業の作業実態や就労条件等の理解を図るための3ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費（研修費（日額8千円/人）、山村等への転居者の住宅手当等）を助成します。

#### 2. 森林の緊急雇用対策（里山等再生プロジェクト）

地方公共団体や森林組合等からなる協議会が実施する里山、森林公園、登山道等における境界・歩道の刈払い、侵入竹の除去、修景作業などの森林内での簡易な維持管理作業、鳥獣被害防護柵の設置、森林病虫害の防除、森林調査等に係る臨時雇用に要する経費（日額8千円/人等）を、これらの協議会に対して支援します。

#### <補助率>

定額

#### <事業実施主体>

全国森林組合連合会

（担当課：林野庁 経営課（03-3502-1629（直））  
計画課（03-6744-2300（直））  
研究・保全課（03-3502-1063（直））

## 森林整備地域活動支援交付金

【3,125百万円】

### 対策のポイント

森林所有者等が気象害等による森林被害状況等を確認するのに必要な支援を行うとともに森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化に対する支援を緊急に実施します。

- ・森林整備を適時適切に実施するためには森林の現況を適宜把握することが不可欠です。
- ・しかし、森林所有者等の意欲の低下等により、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースが増えています。森林被害を含めた森林の現況を緊急に確認することにより、森林整備の必要性を改めて認識していただき、間伐等の施業につなげていく必要があります。
- ・さらに、森林所有者の高齢化等により情報が失われることで、境界が不明になりつつあることから緊急に対応することが必要です。

### 政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を発揮

#### <内容>

##### 1. 森林の被害状況等確認への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う気象害などによる森林の被害状況等を把握する「森林の被害状況等確認」について、市町村により適切に被害状況等を把握していると認められた場合、1ha当たり10,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

##### 2. 境界の明確化への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う施業の実施に必要な「境界の明確化」のための活動に対して、境界の明確化がなされた区域について、市町村により適切に境界を区分していると認められた場合、1ha当たり20,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

#### <交付率>

定額

#### <事業実施主体>

市町村

[担当課：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

## 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業

【530百万円】

### 対策のポイント

国産材を使った住宅づくりについて、相談窓口や情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」の機能強化、住宅生産者側への国産材利用の働きかけ、モデル住宅の展示等による国産材住宅の普及推進等に取り組むことによつて、住宅需要と国産材の供給のマッチングを図り、住宅分野における国産材需要拡大を推進する。

### （国産材住宅をめぐる現状）

- ・ 内閣府世論調査（平成19年度）によると、仮に、今後住宅を建てたり、買ったりする場合、木造住宅を希望する者が全体の約8割にのぼり、このうち、約3分の1の者が国産材が用いられていることを重視。
- ・ 住宅（在来工法）における国産材使用割合は現状で約3割（平成17年）と低位。
- ・ 新設住宅着工戸数は、近年、年間120万戸前後で推移していたが、平成20年度は世界的な金融不安等による住宅投資の冷え込みにより、約87万戸（平成20年2月期の季節調整済年率換算）と近年にない落ち込みが予想されている。また、木造住宅は近年、年間54万戸程度で推移していたが、平成19年度には約51万戸に減少。

### 政策目標

- 住宅（在来工法）における国産材使用割合の拡大  
平成17年 約3割 → 平成27年 約6割

### <内容>

#### （1） 国産材住宅づくり普及支援

情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」上の登録工務店等の情報量の拡大、住宅ローン返済シミュレーション等のコンテンツの充実、各地域の国産材住宅づくり相談員のスキルアップ、工務店等の住宅生産者に対する木材利用の拡大のためのサポートを行う民間団体に対して、これら事業の実施にかかる経費を助成します。

#### （2） 住宅展示窓口支援

国産材を使った住宅展示による普及窓口を設置する都道府県協議会等に対して、その整備のための部材費用及び住宅展示を核とした普及活動について支援します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

- （1）民間団体
- （2）都道府県協議会等

[担当課：林野庁木材産業課（03-6744-2295（直））]

## 独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金

【3, 436百万円】

### 対策のポイント

- ・地球温暖化による環境変動が森林植生に及ぼす影響を予測・評価するための人工気象実験棟改修等を実施します。

### (独立行政法人森林総合研究所の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の実施。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等の実施。

### 政策目標

- 森林の温暖化影響予測をはじめとする地球温暖化対策に向けた研究を加速化します。
- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。

### <内容>

地球温暖化防止のための研究施設や太陽光発電施設の整備等を早急に実施します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

独立行政法人森林総合研究所

[担当課：林野庁研究・保全課(03-6744-2312(直))]

林業経営支援対策事業  
(農林漁業信用基金出資金・林業信用保証事業交付金)

【7,762百万円】

対策のポイント

間伐の実施や間伐材の利用促進等のための資金、木材安定供給体制の維持等に係る資金を林業者・木材産業者が円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金の無担保保証枠を拡大するための出資を行います。

また、(独)農林漁業信用基金の代位弁済が急増する中で、保証料を据え置き、林業者・木材産業者の負担軽減を図るため、交付金を交付します。

(林業・木材産業信用保証の現状)

- ・平成19年度の保証実績は件数は1,776件であり、保証引受額は398億円です。
- ・一般保証の保証の範囲は80%であり、無担保の限度額は3,000万円です。
- ・保証限度額は個人の場合1億円、会社の場合2億円、組合の場合4億円です。

政策目標

林業者・木材産業者の円滑な資金調達のためのセーフティネットの充実

<内容>

1. 間伐の実施や利用の促進等に必要な資金の円滑化のための支援

間伐の実施、間伐材や地域材の利用促進、木材の安定供給等に必要となる資金調達の円滑化を図るため、(独)農林漁業信用基金において無担保保証枠を拡大(246億円)するため、政府から(独)農林漁業信用基金に対して出資します。

2. 保証利用者の負担を軽減するための支援

林業・木材産業においても倒産が増加し、(独)農林漁業信用基金の代位弁済額が急増する中で、林業者・木材産業者の負担がこれ以上増えないよう、保証料率を現行の水準に維持するための交付金を(独)農林漁業信用基金に対して交付します。

<交付・出資先>

独立行政法人農林漁業信用基金

<平成21年度要求額>

- (1) 出資金 4,917百万円
- (2) 交付金 2,845百万円

[担当課:林野庁企画課(03-3502-8037(直))]

## 水産基盤整備事業（公共）

【33,297百万円】

### 対策のポイント

水産資源回復のための漁場環境の保全、水産物の安定供給・衛生管理の高度化・漁港の安全対策のための漁港整備、漁村の生活環境を改善するための集落排水施設の整備等を実施し、安全で活力のある漁村を創出し、水産業を活性化します。

### （水産業をめぐる状況）

- ・水産資源の多くが低位水準と評価されている中、安全な水産物の安定供給を図るためには、我が国周辺水域の生産基盤や流通機能の強化が必要です。
- ・漁村は、概して地震・津波等の災害に対して弱い面を有しており、また、集落排水施設等の生活環境施設の整備が立ち後れています。

### 政策目標

平成23年度までに漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産  
平成23年度までに高度に衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に、陸揚げ岸壁が耐震化される漁港の割合を9%から概ね40%に向上  
平成23年度までに防災機能の強化が講じられる漁村の普及率を21%から概ね30%に、漁業集落排水処理普及率を35%から概ね60%に向上

### <内容>

#### 水産基盤整備事業

1. 我が国周辺の漁業生産力の向上を図るため、国の直轄事業により排他的経済水域において漁場の整備を実施するほか、地方公共団体が行う藻場・干潟の整備など、漁場環境の保全に資する整備に要する費用の一部を助成します。
2. 台風や大型低気圧等に対する漁港の安全対策、水産物の安定供給の確保や衛生管理の高度化を図るため、国の直轄事業により北海道の拠点的な漁港において漁港施設の整備を実施するほか、地方公共団体が行う漁港施設等の整備に要する費用の一部を助成します。
3. 快適で安全な漁村を創出するため、地方公共団体が行う漁村における防災施設や生活環境施設等の整備に要する費用の一部を助成します。

※ 今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

[担当課：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

## 海岸事業（公共）

【807百万円】

### 対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設を整備します。

#### （海岸保全の現状）

我が国は、台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波の来襲による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化してきています。

### 政策目標

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮  
津波・高潮等による災害から一定水準以下の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

#### <内容>

##### 1. 海岸保全施設整備事業

- (1)高潮対策： 国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行います。
- (2)侵食対策： 国民経済上及び民生安定上重要な地域を波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行います。
- (3)耐震対策： 地震発生後の津波・高潮災害を未然に防ぐため、海岸保全施設の緊急的な耐震対策を行います。
- (4)老朽化対策： 海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化を図るため、老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に行います。

##### 2. 海岸環境整備事業

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、併せて快適な海岸利用の向上に資するための施設整備等を行います。

##### 3. 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。

[担当課：水産庁防災漁村課（03-3502-5304（直））]

## 資源回復・漁場生産力強化事業（新規）

【12, 456百万円】

### 対策のポイント

輪番休漁の活用等により漁業者グループが行う資源回復に寄与する藻場・干潟の整備や海岸清掃等の取組を支援し、資源回復・漁場生産力の向上を図るとともに、地域住民等の参加による雇用創出に寄与します。

### 政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復管理の推進

#### <内容>

##### ○資源回復・漁場生産力の向上を図る活動の推進

輪番休漁の活用等により漁業者グループが行う藻場・干潟の維持・管理や海岸清掃等の取組を支援し、陸上・海上を通じた資源回復・漁場生産力の向上のための活動を推進します。

##### 1. 対象者

漁場保全活動や資源回復等に取り組む漁業者グループ（漁協の活動エリアを対象とする取組を行う任意組織を想定）

##### 2. 助成対象活動

- (1) 陸上活動：海岸清掃、種苗放流、植樹・魚付き林の整備
- (2) 海上活動：藻場・干潟の整備、海底清掃、産卵場・育成場の整備、漁場監視等

##### 3. 助成内容

- (1) 人件費、船舶借料：定額
- (2) その他の活動経費：1/2相当

##### 4. 助成要件

以下のいずれかの目標を掲げた計画を策定し、漁場生産力の向上に資するものとして認定委員会の認定を受けることが必要。

- (1) 漁業の燃油使用量の削減（10%以上の削減）
- (2) 漁場生産力3%以上の向上
- (3) 漁業者以外の者を5人以上参加させる取組

##### ○漁場堆積物の発生源の究明

漁場堆積物が漁業操業に影響を及ぼしている海域での堆積物の発生源等の究明活動を行います。

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁漁場資源課（03-6744-2382（直））]

## 漁場機能維持管理事業（新規）

【12,420百万円】

### 対策のポイント

外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援します。  
これにより、資源の回復を着実に実現するとともに、漁場生産力の回復・維持及び操業機会の拡大を図ります。

### 政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復管理の推進

### <内容>

1. 漁業者団体が、漁船を用いて洋上における外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して、当該作業に係る経費等を助成します。
2. 外国漁船の投棄漁具等の回収を効率的に実施するため、外国漁船の操業により影響を受けている漁業者がグループを作り、操業の合間において日々刻々と変化する外国漁船による漁具設置状況を計画に基づき効率的に把握する取組に対して、当該操業に係る経費の一部を助成します。
3. 外国漁船の投棄漁具等の回収を効率的に実施するため、外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して、漁業共済掛金の一部を助成することにより、当該漁業者の漁業再生産の確保及び漁業経営の安定を図ります。
4. 外国漁船の操業により漁場生産力が低下している水域において、資源回復計画に基づく再編整備等支援事業により休漁等の取組を行う漁業者に対して助成します。

【補助率：定額、定率】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁資源管理部沿岸沖合課(03-6744-2393(直))]

## 漁業担い手確保・育成緊急対策事業

【2, 432百万円】

### 対策のポイント

地域の雇用情勢が特に厳しい中で、漁業への就業を希望する者への支援を通じて、地域漁業の担い手を確保・育成します。

#### (漁業の担い手に関する状況)

- ・ 地域経済が景気減速の影響を強く受け特に厳しい雇用情勢にある中で、早急に雇用対策を講じる必要があります。
- ・ 漁業就業者は、この10年間で3割減少し20万人まで減少しています。漁業就業者の高齢化も進行しており、65歳以上の占める割合が約1/3となっています。
- ・ 将来にわたる水産物の安定的な供給を図るには、漁業への就業促進等により地域漁業の将来を担う人材を確保・育成することが急務となっています。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
新規漁業就業者の確保（毎年度1, 500人）  
漁業経営改善計画の認定者数の確保

#### <内容>

漁業就業に意欲のある地域の若者等の沿岸漁業への就業を促進するとともに、地域漁業への異業種参入を促進するため、以下の施策を講じ、地域の雇用対策を推進します。なお、2の演習船の整備については、強い水産業づくり交付金で助成します。

#### 1. 新規就業者対策事業

- (1) 各地域における就業相談窓口の強化及び就業情報の提供
- (2) 地域の学生等を対象とした沿岸漁業体験活動等の機会の提供
- (3) 地域の就業準備講習会や就業相談会の開催
- (4) 沿岸漁業の漁業種類に応じた現場での長期研修の実施
- (5) 演習船を活用した沿岸漁業での独立支援の実施
- (6) 沿岸漁業の長期研修により転居を伴う研修生に係る住居費等の支援
- (7) 沿岸漁業に必要な経理・税務等の技術の習得への支援

#### 2. 地域漁業就業構造改善事業

地域の漁業就業構造の改善を図るため、新規就業者の定着に必要な漁協等による演習船の整備を支援。

### 3. ビジネス連携支援事業

漁業への新規参入を促進する観点から、以下のビジネスプランを事業化する場合に、その事業費の一部を支援。

- (1) 水産資源を利用した新たな事業の創出等によって、水産業分野での雇用創出に特に資するタイプのもの
- (2) 未利用魚の活用、地産地消の推進、学校給食での活用等により地域水産資源の需要拡大に特に資するタイプのもの
- (3) 沿岸漁業地域の異業種が中心となって実施するビジネス連携等によって地域経済の活性化に特に資するタイプのもの
- (4) 離島等の条件不利地域、農商工連携法の認定地区等の地域を挙げて地域経営資源の活用を図る地域において行われるタイプのもの

【補助率：定額、1/2、6/10、2/3】

【事業実施主体：民間団体等】

[ 担当課：水産庁企画課 (03-6744-2340 (直)) ]

## 漁業構造改革総合対策事業

【19,861百万円】

### 対策のポイント

将来にわたり水産物の安定供給を担う漁業・養殖業を確立するため、一層の省エネ・省人化や付加価値の向上等により収益性の高い操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、厳しい経営環境の下でも操業・生産可能な経営への転換を図ります。

### (背景)

- ・我が国の漁業は、産地市場の価格の低迷、燃油や資材価格の高騰によるコストの増大及び国際規制の強化等の中で、生産構造の脆弱化、収益力の低下が進行しています。
- ・養殖業においては、魚価の低迷に加え、えさ代などの生産コストが上昇する中、昨秋以降の急激な円高や世界的な不況により、経営環境が悪化しています。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
漁業経営改善計画の認定者数の確保  
養殖生産量の確保・水産物の安定供給

### <内容>

#### 1. もうかる漁業創設支援事業

生産者、流通・加工業者及び地方公共団体が一体となって策定した地域の漁業・養殖業の改革計画に基づき、

- (1) 漁業については、改革型漁船や高度な品質管理手法の導入等の取組
- (2) 養殖業については、養成期間の長期化や配合飼料のみの使用によるコスト削減等の取組

により、収益性向上の実証事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、養殖用施設の借上げ費、資材費及びえさ代等）について、3年を上限に支援します。

#### 2. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業のうち地域プロジェクト運営事業

新たに地域プロジェクト協議会が養殖業についての改革計画を策定するために必要な支援や指導を行います。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

担当課：水産庁沿岸沖合課漁船漁業対策室 (03-3502-8469 (直))  
水産庁遠洋課 (03-6744-2364 (直))  
水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))

## 水産業緊急保証等事業（新規）

【10,000百万円】

### 対策のポイント

中小漁業者に対する支援のための緊急保証枠1,200億円を創設し、保証保険機関への大幅助成を行います。

また、認定漁業者に対し、漁船建造又は養殖用施設等に係る融資の利子助成措置を講じます。

これにより、中小漁業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、設備投資等を促進し、地域の雇用の維持・確保を図ります。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
漁業経営改善計画の認定者数の確保

### <内容>

1. 中小漁業者が漁業信用基金協会の保証を受ける場合の保証料を引き下げるための助成及び保証保険機関の代位弁済費用のほぼ全額（基本的に97%分）の助成を行います。

#### (1)対象者

中小漁業者、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金

#### (2)助成内容

中小漁業者が漁業信用基金協会の保証を受ける場合の保証料を助成。

漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金に対し、代位弁済時の経費を助成。

1者当りの保証限度額：2億8千万円（うち無担保8千万円）

保証料：全資金0.8%以下

2. 認定漁業者が日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借り受ける際に、支払い完了までの間、利子の最大2%分の助成を行います。

#### (1)対象者

漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者

#### (2)助成内容

漁船又は養殖施設等の整備を行う認定漁業者に対し、貸付けを受ける際の利子を助成。

#### (3)対象資金及び助成限度額（※）

公庫資金（ただし、漁船関係資金に限る。）：1億円まで

漁業近代化資金のうち、第1号～第4号資金

20t以上の船：5千万円まで

上記以外：1千万円まで

※ 国の補助金（交付金を含む。）の交付決定等を受けている場合は対象外となります。

[担当課：水産庁漁政部水産経営課（03-3502-8418（直））]

## 国産水産物流通促進特別対策事業

【1, 233百万円】

### 対策のポイント

生産者と消費者の連携、地域の関連産業との連携による地産地消の取組等の推進により、国産水産物の新たな需要を創出し、漁業者手取りの向上、漁業経営の安定を図ります。

### (背景)

- ・国産水産物の消費拡大を図るためには、学校給食など大きな需要が期待される分野における地産地消の取組等を進めることが重要です。
- ・こうした分野での食材については、計画的な納入や、保管・流通・調理の利便性が高い半製品であることが求められ、そうしたニーズへの的確な対応が必要です。

### 政策目標

水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

### <内容>

学校給食等向けに国産水産物を供給し、地産地消による消費拡大を推進

漁業者団体が、漁業者から国産水産物を買取り、当該地域の学校給食、社員食堂等向けに食材として供給しようとするなど、地産地消による消費拡大を図ろうとする場合に、国産水産物の買取代金金利、保管経費、加工経費等を助成します。

【補助率：2/3】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁加工流通課(03-6744-2349(直))]

## 強い水産業づくり交付金

【2, 896百万円】

### 対策のポイント

燃油価格の変動、魚価の低迷、就業者の高齢化等の水産業を取り巻く厳しい情勢及び最近の深刻な景気悪化を踏まえ、地域が実施する水産業関連施設等の整備について追加的な支援措置を講じます。

### 政策目標

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮  
安全で活力ある漁村づくり

#### 1. 追加支援の内容

##### (1) 離島における施設整備

燃油の流通合理化を進めるための燃油タンク等の整備、その他の水産業施設の整備に係る交付率を高めて支援を強化します。

##### (2) 低コストで効果を発現する施設整備

既存の水産業関連施設の長寿命化、省エネ化、省人化、施設規模の適正化を新たに交付対象とし、施設整備のコスト削減を推進します。

##### (3) 沿岸の小規模漁場造成

漁獲規制と種苗放流調査との組み合わせによる効果的な小規模漁場の造成を支援し、定着性水産動植物等の生産増大と沿岸漁業者の経営改善を図ります。

##### (4) 漁家経営の多角化等

漁家経営の安定化、地域の就業機会の創出を図るため、漁家経営の多角化等に必要直販施設等の施設整備を新たに支援します。

#### 2. 交付金の要件

(1) 事業主体：都道府県、市町村、漁協等

(2) 対象施設：共同利用施設等

(3) 交付率：原則1/2（離島6/10\*、沖縄2/3）

\*離島の燃油供給施設については交付率3/4

担当課：水産庁防災漁村課（03-6744-2391（直））  
水産庁栽培養殖課（03-3502-0895（直））  
水産庁加工流通課（03-6744-2350（直））

## 独立行政法人水産総合研究センター施設整備

【2,700百万円】

### 対策のポイント

独立行政法人水産総合研究センターにおいて、厳しい経済環境下にある水産業の発展基盤となる技術開発を加速化するとともに、太陽光発電の導入など環境にも配慮した施設整備を実施します。

(独立行政法人水産総合研究センターとは)

独立行政法人水産総合研究センターは、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人です。

### 政策目標

水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

<内容>

太陽光発電の導入など環境にも配慮しつつ、漁業・養殖業の競争力強化等を図るため必要な技術開発に係る施設を早急に整備します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：独立行政法人】

[ 担当課：水産庁研究指導課 (03-6744-2370 (直)) ]